

茨城縣米穀檢查令規

266

355

037400-000-8

特62-20

茨城縣米穀檢查令規

茨城縣米穀檢查所

M44

BBU-0003

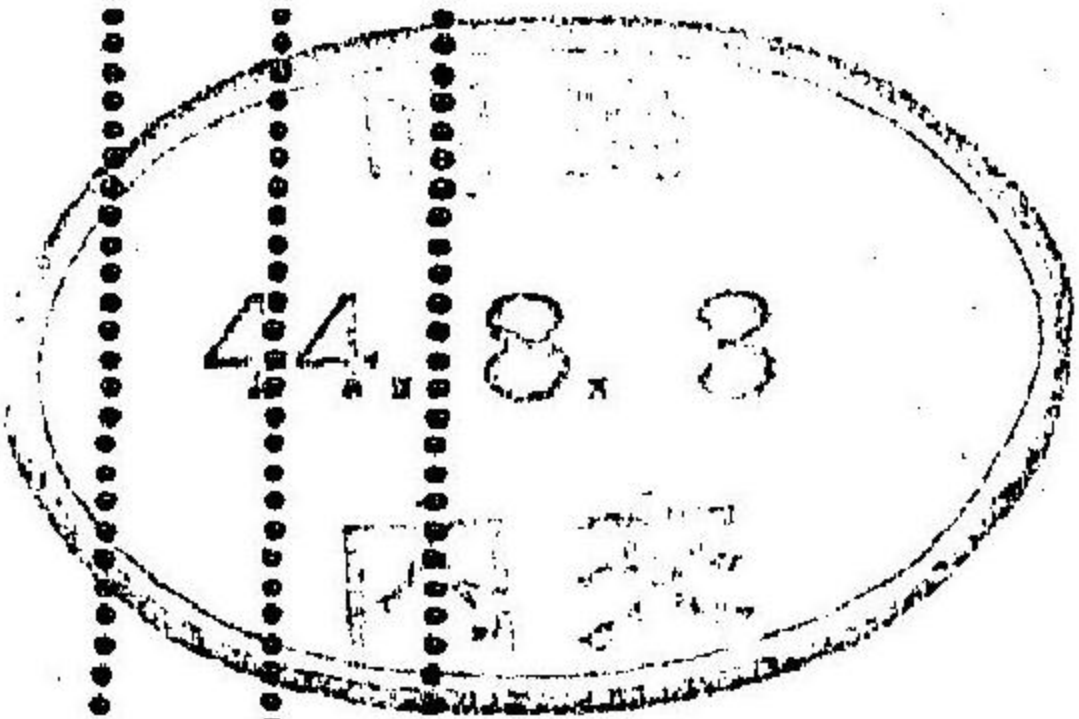


特<sup>62</sup>0

茨城縣米穀檢查令規

目次

一 茨城縣告示第二號	一頁
一 茨城縣訓令甲第四十六號	三
一 米穀檢查規則	五
一 米穀檢查施行手續	二〇
一 米穀檢查施行心得	二七
一 米穀檢查實施上關於縣農會之通牒	五二
一 米穀輸出檢查手數料徵收規則	五三
一 米穀輸出檢查手數料徵收細則	五六
一 米穀輸出檢查手數料ノ徵收ヲ取扱フ縣出納吏ノ件	六〇



- 一米穀檢查所及全出張所、派出所ノ名稱、位置及管轄.....六〇
- 區域.....六〇
- 一米穀檢查標準米査定規則.....六四
- 一米穀檢查標準米取扱心得.....六六
- 一米穀檢查所規程.....六七
- 一米穀檢查所處務規程.....六九
- 一米穀檢查所處務細則.....七一
- 一米穀檢查所検査員及書記採用規程.....八三
- 一産米改良獎勵委員設置規程.....八六
- 一産米改良功勞者表彰規程.....八七
- 一給料旅費規程.....八九
- 一有給縣吏員及縣ノ事業又ハ事務ニ從事スル吏員職.....

- 員並縣費支辨ニ屬スル雇員赴任ノ場合ニ於ケル移.....
- 轉料支給方.....一〇一
- 一縣ヨリ給與ヲ受クル吏員ノ退隱料其他支給ニ關ス.....
- ル規定.....一〇二
- 一明治三十八年茨城縣令第三號ニ該當スル吏員職員.....一〇三
- 一縣財務規則沿革.....一〇五
- 一縣會計處務規程沿革.....一〇七
- 一府縣郡吏員服務紀律.....一一七
- 一廳員服務規程.....一一九

附 錄

- 一米改良ノ注意.....壹
- 一地主會設立ノ趣旨.....壹壹

- 一 郡市地主會々則準則…………… 壹八
- 一 町村地主會々則準則…………… 貳七
- 一 市町村地主會小作者獎勵規程準則…………… 參五
- 一 市町村地主會小作者獎勵米標準…………… 參七

### 茨城縣米穀檢查令規

◎茨城縣告諭第二號

米穀ハ縣下主要ノ物産ニシテ其ノ價格ノ昂低ハ管ニ農家ノ利害ニ關係ヲ有スル而已ナラス又實ニ縣經濟界ノ消長ニ影響ヲ及スヘキヲ以テ其ノ品質ヲ良好ナラシメ其ノ價格ノ向上ヲ計ルハ蓋シ目下ノ急務ナリ本縣産米ハ元來其ノ品質ニ於テ之ヲ他府縣優良産米ニ比較シ敢テ遜色ナシト雖其ノ乾燥充分ナラサルニヨリ蝕虫碎米ヲ生シ又爽雜物混濬ノ結果著シク其ノ品質ヲ損シ俵裝粗惡ナル爲濕氣ノ侵入ヲ受ケ腐蝕ヲ醸スノ外脫漏米ヲ多ガラシメ其ノ容量ハ一定ヲ缺ケルヲ以テ取引上ノ不便ヲ來セル等市場ノ不信用ヲ招キ爲ニ大ニ其ノ聲價ヲ損スルニ至リタルハ縣下産業界ノ一大恨事ナリト謂ハサルヘカラス故ヲ以テ之カ改良ニ關

シテハ從來勸誘獎勵怠ラサル所ナルモ因襲ノ久シキ容易ニ之レ  
カ効果ヲ舉クルコトヲ得ス依テ產業界ノ趨勢ト從來他府縣ニ於  
テ施行セル實蹟トニ鑑ミ本縣ニ於テモ米穀検査ヲ施行シ其ノ取  
締ヲ嚴重ナラシムルコト頗ル必要ナルヲ認メ茲ニ該検査規則ヲ  
發布スルニ至リタリ

願フニ該規則實施ノ曉ニ際セハ從來姑息ニ馴レ又ハ目前ノ細利  
ニ眩惑シタル者ハ大ニ其ノ不便ヲ感シ誇大ノ妄説ヲ流布シ或ハ  
其ノ實行ヲ妨碍スルコトナキヲ保シ難シ然レモ米穀検査ハ本縣  
産米ノ聲價ヲ發揚シ國富ヲ増進シ農家ノ利益ヲ擁護セントスル  
ノ主旨ニ外ナラサルヲ以テ當業者能ク此ノ意ヲ領得シ相警メ敢  
テ無稽ノ妄説ニ惑フコトナク倍其ノ業務ニ精勵シ該規則ノ定ム  
ル所ヲ遵守シ宜シク協同一致其實効ヲ舉ケ縣民ノ福利ヲ増進セ

ンコトヲ努ムヘシ

明治四十三年八月十二日

茨城縣知事

坂

仲輔

◎茨城縣訓令甲第四十六號

郡 市 役 所  
警 察 署  
警 察 分 署  
町 村 役 場

米穀ハ縣下重要物産ナルヲ以テ其價格ヲ向上セシムルハ實ニ目  
下ノ急務ナリ仍テ之レカ改良ヲ企圖セシ爲メ今回米穀検査規則  
ヲ制定發布シ併セテ一般告諭ヲ發シタリ  
願フニ本縣産米ノ聲價ヲ損スルニ至リタル所以ノモノハ主トシ  
テ乾燥調製俵裝ノ粗悪ナルト容量ノ一定ヲ缺キタルニ在リ故ニ

是等ノ缺点ヲ改良シ其聲價ヲ發揚セシメトスルハ本則ノ主旨トスル所ナリ素ヨリ之レカ實施ハ期年ノ後ニ在リト雖モ從來姑息ニ慣レタル當業者ハ或ハ本則發布ノ主旨ヲ誤解シ意外ノ障礙ヲ簇生スルコトナキヲ保セス故ニ宜シク豫メ適當ノ方法ニ依リテ克ク發布ノ主旨ヲ說示シ當業者ヲシテ疑惑ノ念ヲ抱カシムル如キコトナカラシメ以テ検査ニ應スヘキ充分ノ準備ヲ整ヘ實施ニ際シ違反者ナカラシメ不合格ノ製品ヲ少カラシムルニ努ムヘキハ勿論各級農會地主會等ヲ督勵シ周到ナル注意ヲ加ヘ諸般ノ障害ヲ未然ニ防遏シ殊ニ地主小作人間ノ關係ヲシテ親善融和互ニ協力一致シテ改良ニ盡力シ以テ圓滿ナル効果ヲ舉ケシムル等苟モ本則施行ニ關シテ毫モ遺算ナキヲ期スヘシ

明治四十三年八月十二日

茨城縣知事

坂

仲 輔

◎茨城縣令第八十九號

米穀検査規則左ノ通定ム

明治四十三年八月十二日

茨城縣知事

坂

仲 輔

米穀検査規則

第一條 本縣内ニ於テ引渡シ又ハ縣外ニ輸出スル米穀ハ本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ

第二條 左ノ各號ニ該當スル者ハ前條ノ検査ヲ行ハス

- 一、學術研究若ハ試驗ノ目的ヲ以テ生産シタルモノ
- 二、一俵未滿ノ端米
- 三、縣外産米タル證憑アルモノ並外國米
- 第三條 粃米ハ種子用ニ充ツルモノノ外之ヲ引渡シ又ハ縣外ニ輸出スルコトヲ得ス

第四條 検査ハ生産検査輸出検査ノ二種トス

生産検査ハ縣内ニ於テ引渡ス立米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定メ合格米ハ之ヲ三等ニ區別ス

輸出検査ハ縣外ニ輸出スル立米及精米ニ就キ之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定メ合格米ハ之ヲ四等ニ區別ス

縣内ニ於テ運搬スルモノト雖汽車若ハ船舶ニ依リ輸送スルトキハ仍輸出米ト看做ス

縣内ニ於テ精米トナシ輸出スルモノハ總テ本縣産出ノ米穀ト看做ス

第五條 輸出検査ヲ受ケムトスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ手数料ヲ納付スヘシ

第六條 輸出検査ニ合格シタル米穀ニ非サレハ輸出スルコトヲ

得ス

第七條 検査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

- 一、品質
- 二、粒形
- 三、乾燥
- 四、調製

- 五、容量
- 六、俵裝

第八條 検査ヲ受クヘキ米穀ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

- 一、乾燥ヲ充分ナラシムルコト

- 二、粒形ヲ齊一ニシテ異形異質ノモノヲ混合セサルコト

- 三、調製ヲ完全ニシ粃、稗、屑米、碎米、土砂、塵埃等

ヲ除去スルコト

- 四、精米ハ純良ヲ主トシ糠ノ附着又ハ土砂等ノ混入ナキコト

- 五、一俵ノ容量ハ四斗トスルコト

- 六、俵裝ハ二重俵トシ左ノ方法ニ依ルコト

セ

- (イ) 内外俵トモ乾燥セル選葉ヲ用ヒ四ヶ所編トシ重量ハ各四百匁乃至五百匁トス
- (ロ) 棧俵ハ乾燥セル選葉ヲ用ヒ徑九寸乃至一尺ニ組ミ上ケ重量ハ七十匁乃至九十匁トス
- (ハ) 俵裝ニ用ユル繩ハ總テ打柔ケル葉ヲ以テ摺掛ケトシ小口繩及横繩ハ廻リ八分乃至一寸縦繩ハ廻リ一寸乃至一寸三分トス
- (ニ) 横繩ハ内俵三ヶ所外俵五ヶ所各二廻リ結トシ外俵ニハ縦繩ヲ施シ縦繩ハ一筋ヲ以テ四方掛トシ兩端ノ横繩ニケ所ニハ蛙股ニ掛ケ其ノ他ノ横繩ニハ各引掛ケ小口ハ脱粒ノ虞ナキ様緊括ス但シ生産検査ノ俵裝ニハ縦繩ヲ用ヒサルモ妨ケナシ

第九條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ

検査済ノ米穀ト雖検査吏員ニ於テ必要アリト認メタルトキハ何時ニテモ解俵又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ再検査ヲ爲スコトアルヘシ

検査吏員ニ於テ検査ノ際必要アリト認ムルトキハ改調改俵若ハ容量補足ヲ命スルコトアルヘシ

前各項ノ検査又ハ命令ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條 生産検査ヲ行ヒタルトキハ票箋ニ檢印ヲ爲シ合格シタルモノハ俵ノ兩端小口繩ノ結目ニ卷紙ヲ爲シ其ノ等級ニ應シ一定ノ用紙ヲ以テ封緘ヲ爲シ之ニ證印ヲ押捺ス不合格ノモノハ俵面ニ不合格ノ印章ヲ押捺ス  
輸出検査ヲ行ヒ合格シタルモノハ合格ノ等級印ヲ不合格ノモ



ノハ不合格ノ印ヲ俵面ニ押捺ス  
検査出願者ハ左記様式ニ依リ毎俵票箋ヲ附シ検査済ノ上證印  
ヲ受クヘシ

輸出検査票箋紙

縣郡市町村大字名	輸出人氏名	名印
明治	年産米	
重量	皆掛	
明治	年月日	

五寸

二寸

生産検査票箋紙

縣郡市町村大字名	生産者又ハ取扱者氏名
明治	年産米
重量	皆掛
明治	年月日

五寸

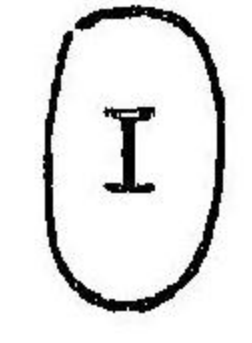
二寸

第十一條 検査ニ使用スル印章及卷紙封緘紙雛形左ノ如シ

生産検査證印  
町村名檢  
長徑六分  
短徑四分  
肉色紫色

輸出検査ニ用ユル等級印

長徑三寸  
短徑二寸  
一等



三等

各邊  
三寸



二等

徑三寸



方三寸



總テ赤色

生産検査不合格印



徑三寸  
肉巾三分

肉色  
黒

輸出検査不合格印



各邊三寸  
肉巾三分

肉色  
黒

縣外米ノ印



方二寸  
肉巾二分

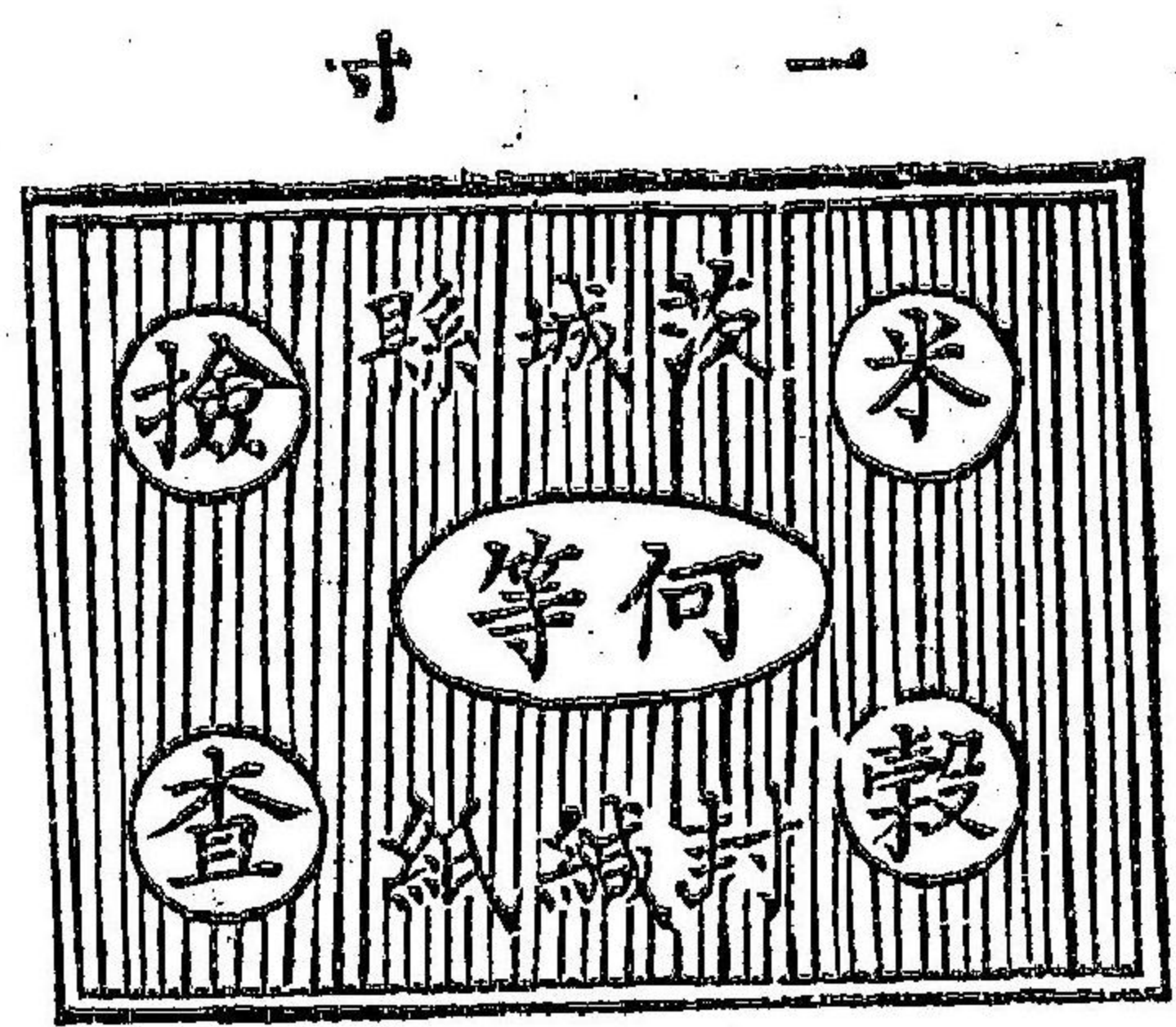
肉色  
黒

生産検査用封緘紙  
八分

一等

赤色  
綠色

二等  
紫色



紙卷

赤色

五寸

寸

紙白分九

卷紙及封緘紙ハ検査吏員之ヲ交付ス

第十二條 検査ノ證印ヲ取消ストキハ左記ノ消印ヲ以テ抹消ス

長徑三寸  
短徑二寸  
肉巾二分  
  
肉色 黒

第十三條 検査吏員検査ヲ行フトキハ左記雛形ノ證票ヲ携帶ス  
ルモノトス

三寸

面 表	
第 號	米穀検査吏員之證
職 名	氏 名
分 五 寸 一 裏	
茨 城 縣 印	

第十四條 検査吏員又ハ警察官吏ニ於テ本則違反ノ疑アリト認

メタルトキハ生産者又ハ營業者ニ米穀ノ運搬ヲ停止シ又ハ保管ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 生産検査ヲ受ケムトスル者ハ現品ノ所在地數量及受

檢希望時日ヲ具シ口頭若ハ書面ヲ以テ検査吏員ニ申出ヘシ

第十六條 輸出検査ヲ受ケムトスル者ハ現品所在地俵數輸出先

ヲ具シ口頭若ハ書面ヲ以テ輸出検査所ニ申出ヘシ

第十七條 検査済ノ米穀ト雖解俵シ又ハ卷封ヲ毀損シ若ハ證印

不明瞭トナリタルモノハ更ニ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受ケサルモノハ未検査米ト看做ス

第十八條 検査済ノ米穀ヲ解俵スルトキハ卷封ヲ破棄スヘシ

検査ノ記號アル俵ハ裏返シテ用ユルノ外再ヒ之ヲ使用スルコ

トヲ得ス

第十九條 儀面ニ商標其他ノ荷印等ヲ附セムトスル者ハ願書ニ其ノ實形圖(肉色ヲ明記シ)ヲ添附シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 受檢者若ハ其ノ代理人ハ檢査ニ立會ヒ檢査上ニ就キ檢査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十一條 米穀ノ賣買ニ從事スル者ノ使用スル米刺ハ長一尺周圍二寸ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十二條 縣外ノ産米ヲ縣内ニ輸入シタルモノニシテ其ノ證憑アルモノハ檢査吏員ニ届出テ儀面ニ證印ヲ受クヘシ

第二十三條 第六條第九條第四項第十四條第二項第十八條第二十條ニ違反シ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、許可ヲ受ケスシテ商標其ノ他荷印ヲ儀面ニ附シタル者

二、第二十一條ノ規定ニ違反シタル米刺ヲ使用シタル者

三、未檢査ノ米穀ヲ引渡シ引渡ヲ受ケ又ハ縣外ニ輸出シ若ハ輸出セントシタル者

四、檢査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

五、檢査濟ノ米穀ニ濕氣ヲ施シ又ハ他ノ米穀其ノ他ノ物質ヲ混シ若ハ容量ヲ抽出減量シタル者

第二十四條 生産者又ハ營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十五條 生産者又ハ營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其

ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニアラス

第二十六條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇入其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ法人ヲ科料ニ處ス法人ヲ罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

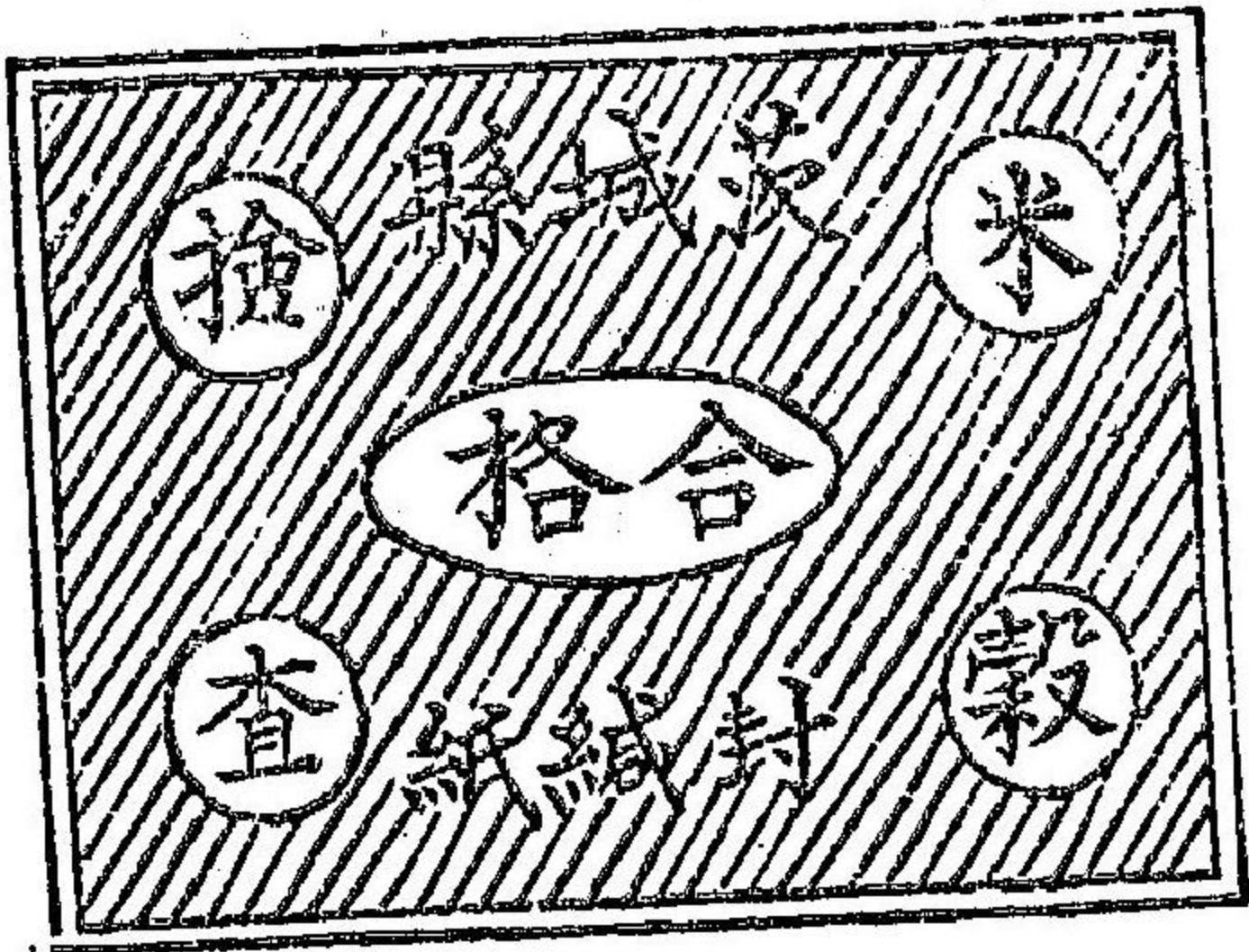
附 則

第二十七條 本則ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八條 生産検査ハ明治四十五年九月末日迄其ノ合格米ノ

等級ヲ附セス

前項ノ検査ニ使用スル封緘ノ雛形左ノ如シ



八分

赤 色

第二十九條 明治四十三年以前ノ生産米ニ對シテハ検査ヲ行ハス本則施行ノ際検査吏員點檢ヲ行ヒ其ノ證憑トシテ俵ノ兩端

ニ左ノ雛形ノ卷紙ヲ貼付シ檢印ヲナスモノトス  
五寸

卷	明治四十三年以前生産米ノ證	九
紙	茨城縣分	

◎茨城縣令第三十三號

米穀検査施行手續左ノ通定ム

明治四十四年六月五日

茨城縣知事

坂

仲輔

米穀検査施行手續

- 第一條 左ノ各號ニ該當スルモノハ米穀検査規則第一條ノ引渡シト着做サス
  - 一 法令ノ規定ニ依リ官公吏カ米穀ノ引渡ヲ爲ストキ

- 二 自家消費米ヲ精米ノ爲メ他人ニ委託シ加工セシムルトキ但シ米穀検査規則第四條第四項ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 小作米ヲ地主ニ引渡ス爲輸送スル者ニシテ検査吏員ノ證明ヲ得タル者ハ輸出検査ヲ要セス

第三條 學術研究若ハ試験ノ目的ヲ以テ生産セムトスル者ハ其ノ目的、生産地及見込數量ヲ具シ第一號様式ニ依リ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第四條 生産検査ハ生産地、輸出検査ハ米穀検査所出張所、派出所又ハ其ノ附近ノ輸出地ニ於テ之ヲ行フ但シ検査ノ都合ニ依リ検査吏員ニ於テ其ノ検査ノ場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第五條 生産検査ノ期間ハ毎年九月一日ヨリ翌年二月末日迄ト

ス但シ已ムヲ得サル事情アルモノニ對シテハ期間外ト雖特ニ  
検査ヲ行フコトアルヘシ

第六條 検査ハ申出ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ受檢ノ準備全カ  
ラサルモノニ對シテハ其ノ順序ニ依ラサルコトアルヘシ  
検査吏員ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル場合ノ外日出前及  
日没後ハ検査ヲ行ハス

第七條 受檢者若ハ其ノ代理人ニ於テ検査ニ際シ尙改善ノ餘地  
アルヲ認メタルトキハ検査ノ中止ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ請求アリタルトキハ検査吏員ハ再提出ノ期間及場所ヲ  
指定シテ検査ヲ中止ス其ノ期間ヲ經過シタルモノハ更ニ受檢  
申出ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 米穀検査規則第十五條ニ依ル書面ハ第二號様式、同規

則第十六條ニ依ル書面ハ第三號様式、同規則第十九條ニ依ル  
願書ハ第四號様式、同規則第二十二條ニ依ル届書ハ第五號様  
式ニ依ルヘシ

附 則

本令ハ米穀検査規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

學術研究米(試驗米)生産願

- 一 目的 河々學術研究用(何々試驗用)
  - 一 生産地 何郡(市)何町(村)大字何字番地目反別
  - 一 見込數量 水、陸(粳、糯)米 何程 明治何年産
- 右御許可相成度此段相願候也

年 月 日

住 所

知事宛

氏 名印

第二號様式

生産検査申告書

- 一 所在地 何郡(市)何町(村)大字何番地
- 一 俵数 水、陸(粳、糯)米 何俵 明治何年産
- 一 受檢希望時日 何月何日午前(後)
- 年月日 住所 氏名印

注意 再検査ヲ受ケムトスル者ハ申告書ノ下ニ「再提出」ノ三字ヲ記入スヘシ

第三號様式

輸出検査申告書

- 一 所在地 何郡(市)何町(村)大字何
- 一 俵数 水、陸(粳、糯)玄(精)米 何俵明治何年産
- 一 輸出先 何々地
- 一 検査手数料 金何錢
- 年月日 住所 氏名印

注意 再検査ヲ受ケムトスル者ハ申告書ノ下ニ「再提出」ノ三字ヲ記入スヘシ

本様式中ノ所在地トハ受檢地ヲ記載スルモノトス

第四號様式

俵面商標(荷印)願



一商標 何々  
一荷印 何々

米穀ノ俵面ニ前記ノ商標(荷印)ヲ附シ度候間御許可相成度實形圖相添此段相願候也

年月日

住所

氏名印

知事宛

注意 實形圖ニハ其ノ肉色ヲ明記スヘシ

第五號様式

輸入米届

一輸出地 何々地  
一輸入地 何部(市)何町(村)大字何

一數量 水、陸(粳、糯)玄(精)米何俵 但何斗入

年月日

住所

氏名印

茨城縣訓令乙第百七號

内務部

米穀検査施行心得左ノ通定ム

茨城縣知事 坂 仲 輔

明治四十四年六月五日

米穀検査施行心得

第一條 検査ハ申告ノ事項ト現品トヲ照合シ且ツ票箋ヲ調査シタル後着手スヘシ

輸出検査ニ在リテハ尙其ノ検査俵數ニ對スル検査手数料領收證票ヲ受領シ玄米輸出ノ場合ハ生産検査合格證憑ヲ調査シタ

ル後着手スヘシ

口頭ニテ輸出検査ノ申告ヲ受ケタルトキハ申告書用紙ニ記入シタル上前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 検査ハ左ノ標準ニ依リ其ノ等級ハ標準米ニ對照ノ上査定スヘシ

玄 米

品質 子粒豊肥ニシテ縦筋淺ク腹白ナク其ノ質堅硬ナルモノ

粒形 品種ノ特長ヲ保チ子粒齊一ニシテ異形異質ノモノヲ混合セサルモノ

乾燥 干方良好ニシテ濕分ナク保存ニ耐ユルモノ  
調製 精良ニシテ粃、稗、屑米、碎米、青米、赤米、土砂、

塵埃其ノ他ノ物質混入セサルモノ

精 米

品質 前項ノ品質、粒形、乾燥トモ適當ニシテ搗精適度ニ純白ナルモノ

調製 粃、稗、屑米、碎米、青米、赤米、土砂、塵埃其ノ他物質ノ混入ナク且糠ノ附着セサルモノ

容量ハ左ノ方法ニ依リ査定スヘシ

- 一、一回五十俵未満ハ三俵以内五十俵以上ハ五十俵ヲ増ス毎ニ一俵ヲ加ヘ検査吏員ノ指定ヲ以テ抽出シタル上解俵ス
- 二、検査ノ結果容量ニ不足ヲ告ケタルトキハ前項ノ例ニ依リ第二回ノ検査ヲ行ヒ尙不足ナルトキハ總解俵ヲ命ス
- 三、検査ニ解俵ヲ要セスト認ムルトキハ衡器ヲ以テ検査スル

コトヲ得

俵裝ハ規則第八條第六號ニ依リ其ノ適否ヲ檢スヘシ

第三條 検査ハ米刺ヲ用非俵二箇所以上ヲ檢スヘシ但シ時宜ニ依リ解俵セシメ検査ヲ行フコトヲ得

第四條 検査ノ爲抽出シタル米ハ漏洩セサル様其ノ俵中ニ刺戻スヘシ

第五條 規則第十條ノ合格等級印及不合格印ハ俵ノ兩端ニ押捺スヘシ

第六條 検査手数料領收證票ハ申告書ニ貼付セシメ受檢者又ハ其ノ代理人ヲシテ捺印セシムヘシ

第七條 検査ヲ了シタルトキハ當該検査吏員ハ其ノ都度検査原簿(第一號様式)ニ登記スヘシ

輸出検査ヲ了シタルトキハ申告書ニ「月日検査済」ノ印ヲ押捺シ検査吏員之ニ認印スヘシ

生産検査ニ在リテハ巻級及封緘紙ノ受拂ヲ第二號様式ニ依リ検査原簿末尾ニ記入シ之カ受拂及現在ヲ明カニスヘシ

第八條 規則第九條第三項施行手續第七條第二項ノ場合ハ其ノ缺点ノ程度、俵數ノ多少ヲ斟酌シテ其ノ期間ヲ指定スヘシ

第九條 再検査ニ依リ前検査ノ等級ヲ改ムルノ必要アルトキハ前検査ノ等級ヲ取消シ更ニ規定ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條 検査吏員ハ自己ノ利害ニ關係アル米穀ノ検査ヲ爲スコト得ス此ノ場合ハ最密検査吏員ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル検査吏員ハ代テ検査ヲ行フヘシ

第十一條 當該検査吏員ニ代ハリテ検査ヲ行ヒタル検査吏員ハ

其ノ検査地備付ノ検査原簿へ記載スルト共ニ其ノ上欄ニ認印スヘシ

第十二條 施行手續第二條ニ依リ小作米輸送證明ヲ請求アリタルトキハ其ノ事實ヲ調査シタル上證明書(第三號様式)ヲ交付シ其ノ謄本ヲ保存スヘシ

前項ノ證明ヲ與フルニ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ調査シ置クヘシ

第十三條 規則第九條第二項及同第十四條第一項ノ處分ヲナシタルトキハ速ニ其ノ顛末ヲ管轄主事ニ報告スヘシ

第十四條 検査吏員ニ於テ規則違反者ヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ蒐集シ直ニ管轄主事ニ報告スヘシ  
主事前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ告發ノ手續ヲナシ其ノ

旨速ニ所長ニ報告スヘシ

第十五條 検査員ハ毎月三日限前月分ノ検査成績ヲ第四號様式

ニ依リ管轄主事ニ報告シ主事ハ毎月十日限前月分ノ検査成績ヲ第五號様式ニ依リ所長ニ報告スヘシ但シ輸出検査ノ成績ハ

第六號様式ニ依ルヘシ

所長ハ毎月二十日限前月分ノ検査成績ヲ第七號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

第一號様式ノ甲

明治何年度

生産検査原簿(表紙)

何郡(市)町(村)検査員

水 粳 ノ 部						検査 月日	種 類	検査 總 数	合 格	不 合 格 事 故	受 檢 者 住 所 氏 名
通計	月計	日計	月日	月日	何々						
					何々	一〇〇					
					二〇〇						
					三〇〇						
					四〇〇						
					一〇〇	乾燥不良 再調何俵					
					大字名						
					何						
					某						

三四

備考  
 一、本簿ハ水粳、水糯、陸粳、陸糯ニ區別シ口座ヲ設クヘシ  
 二、日計、月計、通計ヲ付シ之ヲ朱書スヘシ  
 三、不合格及再調ヲ命シタルモノハ種類別俵數ヲ事故ノ欄ニ記入スヘシ

水 粳 ノ 部					検査 月日	検査 總 数	合 格	不 合 格 事 故	生 産 輸 出 先 地 名	輸 出 手 數	受 檢 者 氏 名
通計	月計	日計	月日	月日							

第一號樣式ノ乙  
 明治何年度  
 輸出検査原簿 (表紙)  
 何々出張所 (派出所)

三五

- 備考
- 一、本簿ハ玄米ト精米トヲ別冊トシ且水粳、水糯、陸粳、陸糯ニ區別シ口坐ヲ設クヘシ
  - 二、日計、月計、通計ヲ付シ之ヲ朱書スヘシ
  - 三、不合格及再調ヲ命シタルモノハ種類別俵數ヲ事故ノ欄ニ記入スヘシ

第二號樣式

卷紙及封緘紙受拂

月日	摘要	卷紙		封緘紙		現在	
		受	拂	受	拂	現	在

第三號樣式

小作米輸送證明書

住 所 氏 名  
生產者 氏 名

- 一 所在地 何郡(市)何町(村)大字何
- 一 俵數 水、陸(粳、糯) 何俵 明治何年産
- 一 積込個所日時 何々驛(何々川岸)何月何日午前(後)何時
- 一 輸送先 地主住所氏名
- 年 月 日 茨城縣米穀検査所検査員 氏 名印

第四號樣式

年月日

何市町勤務検査員 氏

名印

三八

茨城縣米穀検査所何出張所主事宛

何市町村 明治何年何月分生産検査成績報告

種別	水稻		陸稻	
	粳米	糯米	粳米	糯米
一等米				
二等米				
三等米				
不合格				
計				
再調ヲ命シタル俵數				
受檢人				

紙織封	種類	附 表				累計		計	
		計	何々	何々ノ混入多キモノ	乾燥不良ノモノ	糯米	粳米	糯米	粳米
一等	前月越高				不合格				
	受				俵				
	高拂	計	何々	調製不充分ノモノ	再調ヲ命シタルモノ				
	高								
	現在高				俵				

受拂高	
二 等	三 等

第五號樣式

年 月 日

茨城縣米穀檢查所出張所

主 事 氏

名 印

茨城縣米穀檢查所長宛  
明治何年何月分生產檢查成績報告

水 稻	名 市 町 村	米 穀 種 別	檢 查 總 俵 數	合	不 合 格	再 調 ヲ 命 シ タ ル 俵 數	受 檢 人員	備 考
				一 等				
糯 米								
粳 米								

合 計		何 市 町 村						何 市	
陸 稻	水 稻	計	陸 稻		水 稻		計	陸 稻	
			糯 米	粳 米	糯 米	粳 米		糯 米	粳 米



表	附	累計				計	糯米	
		計	陸稻		水稻			
			糯米	粳米	糯米			粳米
何々々	乾燥不良ノモノ 何々ノ混入多キ モノ	合格	不合格	再調ヲ命シタルモノ				
何々々	調製不充分ノモノ							

封緘紙受拂高				種類	計
三等	二等	一等	種類		
			前月越	高	計
			受	高	計
			拂	高	
			現在	高	

第六號様式

年月日

茨城縣米穀検査所何出張所(何派出所)  
主事(検査員)氏名印

茨城縣米穀検査所長(主事)宛  
明治何年何月分輸出検査成績報告

米穀種別	検査		格	再調 命シタル 俵数	手数料 額人員	受檢 備考
	總俵 数	合				
	一等	二等	格			
	三等	四等	格			
	計					

合計	精米				玄米						
	計	陸稻		水稻		計	陸稻		水稻		
		糯米	粳米	糯米	粳米		糯米	粳米	糯米	粳米	

累計

附表ノ一 玄米(精米)

輸出地別	輸出名	輸出先別俵數			
		一等	二等	三等	四等計

附表ノ二 玄米(精米)

生産地別	生産名	生産地別俵數				再調ヲ命シタルモノ
		一等	二等	三等	四等計	

不合格

備考 附表ハ玄米ト精米トヲ區別シ別表トスヘシ

第七號様式ノ甲

年 月 日

茨城縣米穀検査所長

氏

名 印

茨城縣知事宛

明治何年何月分生産検査成績報告

出張所名	米穀種別		檢査 總俵 數	格 合	格 不合	再調 命シタ ル俵數	受檢 人員	備考
	陸稻	水稻						
何出張所	糯米	粳米						

合計	何出張所				計	陸稻	水稻	計	陸稻	水稻	計
	糯米	粳米	糯米	粳米							

附 表				累 計					
計	何 々	何 々 ノ モノ	乾 燥 不 良 ノ モノ	不 合	格	計			
						陸 稻		水 稻	
						糯 米	粳 米	糯 米	粳 米
計	何 々	何 々 ノ モノ	調 製 不 充 分 ノ モノ	再 調 ヲ 命 シ タ ル モ ノ					

第七號様式ノ乙

年 月 日

茨城縣米穀検査所長

氏

名 印

茨城縣知事宛

明治何年何月分(精)米輸出検査成績報告

出 張 所 名	何 出 張 所				米 穀 種 別	確 査 總 数	合 格	不 合 格	再 調 命 命 手 受 備 々 俵 数 料 額 人 員 考
	陸 稻		水 稻						
	糯 米	粳 米	糯 米	粳 米					



附表ノ二

生産地名	生産地別俵數	一等	二等	三等	四等	計	不合格		再調ヲ命シタルモノ
							種別	俵數	

備考 本表ハ玄米ト精米トヲ區別シ別表ニ報告スヘシ

米穀検査實施ニ關シ縣農會へ通牒

勸發第七六八號

明治四十三年八月十三日

內務部長

縣農會長宛

依命通牒

本縣産米改良ノ目的ヲ以テ今般米穀検査規則發布相成候處右ハ  
 明年十一月ヨリ施行スヘキ儀ニ候ヘトモ之レカ實施ニ關シテハ  
 特ニ貴會ノ施設ニ待ツヘキモノ不潔稻作種類ノ雜駁ヲ減少セシ  
 ムヘキハ勿論殊ニ米穀ノ乾燥調製方法ニ關シテハ充分ナル指導  
 ヲ行ヒ俵裝ノ改善容量ノ一定等該規則ノ定ムル所ニ從ヒ一般當  
 業者ヲシテ充分ナル準備ヲ整ヘシメ検査實施ニ際シ多數ノ不合  
 格米ヲ出サシメサル様夫々施設御督勵相成度

○茨城縣令第二十號

米穀輸出検査手数料徴收規則左ノ通定ム

明治四十四年三月十三日

茨城縣知事

坂 仲 輔

米穀輸出検査手数料徴收規則

第一條 米穀ノ輸出検査ヲ受ケムトスル者ハ一俵ニ付検査手数料金一錢ヲ納付スヘシ

米穀検査規則第七條ノ規定ニ依ル輸出米検査ニ付テモ亦同シ  
第二條 検査手数料ハ米穀検査所出張所、派出所ニ於テ之ヲ徵收ス

第三條 検査ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ出張所又ハ派出所ニ検査手数料ヲ納付シ領收證票ヲ受ケ検査吏員ニ差出スヘシ

第四條 領收シタル検査手数料ハ何等ノ事由アルモ検査着手後ハ之ヲ還付セス

第五條 領收證票ハ亡失毀損スルコトアルモ再渡ヲ爲サス但汚損又ハ毀損ノ領收證票ニシテ原形ヲ存スルモノニ限り引換ヲナスコトアルヘシ

第六條 領收證票ハ左ノ如シ

縦一寸四分



横一寸二分

種類 一種  
俵數 一百  
顏色 紅、青、紫、樺色

附則

本令ハ米穀検査規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○茨城縣令第四十一號

米穀輸出検査手数料徴收細則左ノ通定ム

明治四十四年七月十日

茨城縣知事 坂 仲 輔

米穀輸出検査手数料徴收細則

第一條 米穀輸出検査手数料ノ徴收ヲ取扱ハシムル爲米穀検査所出張所、派出所ニ縣出納吏ヲ置ク

第二條 縣出納吏ニ於テ検査手数料ヲ領收シタルトキハ其ノ都度領收證票ニ職印ヲ押捺シ之ヲ納人ニ交付スヘシ

第三條 検査手数料ハ郵便振替貯金ニ依リ縣金庫ニ拂込ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ハ拂込書ニ其ノ旨ヲ記入シ縣金庫ニ送付スヘシ

前項ノ検査手数料一ヶ月分金二十圓ニ充タサルトキハ縣財務規則第十一條第一項ノ規定ニ拘ハラヌ之ヲ取纏メ翌月三日迄

ニ拂込ムコトヲ得

第四條 縣出納吏ハ領收證票受拂簿(第一號式)ヲ備フヘシ

第五條 縣出納吏ハ検査手数料收入計算書(第二號式)ヲ調製シ其ノ月分ヲ翌月五日迄ニ知事ニ提出スヘシ

引換ヲナシタル汚損又ハ毀損ノ領收證票ハ收入計算書ニ之ヲ添付スヘシ

附 則

本令ハ米穀輸出検査手数料徴收規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

米穀輸出検査手数料領收證票受拂簿

年 月 日	摘	要	受	拂	殘
-------	---	---	---	---	---




備考

一本簿ハ首ニ總括ノ口座ヲ設クルモノトス  
 二本簿ハ種類(一俵、十俵、五十俵、百俵)毎ニ口座ヲ設クルモノトス

三總括ノ口座ニハ日計額ヲ記載スルモノトス

四各口座ニハ月計、累計ヲ付スルモノトス

五引換ヲナシタル汚損、毀損ノ領收證票ヲ受入タルトキハ拂ノ

欄ニ朱書スルモノトス

第二號様式

明治何年何月分米穀輸出検査手数料收入計算書

區別	一俵	十俵	五十俵	百俵	計	手数料收入額
前月越高						
本月元受高						
本月交付高						00,000
残高						

右之通ニ候也

年月日

茨城縣米穀検査所何出張所(何派出所)

縣出納吏 氏名 印

知事宛

備考

一 拂込金ノ内縣金庫ニ於テ翌月ニ涉リ現金受領セシモノアル  
 トキハ其ノ金額事由ヲ付記スルヲ要ス  
 二 引換ヲナシタル汚損、毀損ノ領收証票ヲ受入タルモノハ交  
 付高ノ欄ニ朱書スルヲ要ス

◎茨城縣訓令乙第百二十號

内務部

米穀検査所出張所主事及同派出所上席検査員ハ縣出納吏トシテ  
 米穀輸出検査手数料ノ徴收ヲ取扱フヘシ

明治四十四年七月十日

茨城縣知事 坂 仲 輔

茨城縣告示第三百十五號

茨城縣米穀検査所及同出張所、派出所ノ名稱位置及管轄區域左

ノ通定ム

明治四十四年六月十九日

茨城縣知事 坂 仲 輔

名	稱	位	置	管轄區域
茨城縣	米穀検査所	茨城縣廳	構内	茨城縣一圓
同	水戸出張所	水戸市	東茨城郡	水戸市
同	水戸出張所	東茨城郡	小川町	東茨城郡
同	同	西茨城郡	笠間町	西茨城郡
同	同	同	郡西那珂村	
同	同	同	郡茨戸町	
同	同	同	郡那珂菅谷村	那珂郡
同	同	同	郡久慈那太田町	久慈郡
同	同	同	郡多賀那松原町	多賀郡

同	鉾田出張所	鹿島郡鉾田町	鹿島郡
同	同鉾田出張所大舟津派出所	同 郡豊津村	
同	同 輕野派出所	同 郡輕野村	
同	同 麻生出張所	行方郡麻生町	行方郡
同	同麻生出張所潮來派出所	同 郡潮來町	
同	同 立花派出所	同 郡立花村	
同	同 津澄派出所	同 郡津澄村	
同	同 江戸崎出張所	稻敷郡江戸崎町	稻敷郡
同	同江戸崎出張所龍ヶ崎派出所	同 郡龍ヶ崎町	
同	同 佐貫派出所	同 郡馴柴村	
同	同 荒川沖派出所	同 郡朝日村	
同	同 生板派出所	同 郡生板村	

同	同 金江津派出所	同 郡金江津村	
同	同 十余島派出所	同 郡十余島村	
同	同 舟子派出所	同 郡舟島村	
同	同 土浦出張所	新治郡土浦町	新治郡
同	同 土浦出張所石岡派出所	同 郡石岡町	
同	同 高濱派出所	同 郡高濱町	
同	同 谷田部出張所	筑波郡谷田部町	筑波郡
同	同 下館出張所	眞壁郡下館町	眞壁郡
同	同下館出張所新治派出所	同 郡新治村	
同	同 宗道出張所	結城郡宗道村	結城郡
同	同宗道出張所水海道派出所	同 郡水海道町	
同	同 石下派出所	同 郡石下町	

同	結城派出所	同	郡結城町
同	境出張所	猿島郡境町	猿島郡
同	同境出張所古河派出所	同	郡古河町
同	取手出張所	北相馬郡取手町	北相馬郡
同	同取手出張所大野派出所	同	郡大野村
同	小絹派出所	同	郡小絹村
同	同小絹派出所	同	郡稻戸井村
同	同稻戸井派出所	同	郡布川町
同	同布川派出所	同	郡布川町

◎茨城縣告示第二百八十八號

米穀検査標準米査定規則左ノ通定ム

明治四十四年六月五日

茨城縣知事 坂 伸 輔

米穀検査標準米査定規則

第一條 米穀検査標準米ハ標準米査定會ノ意見ヲ聽キ知事之ヲ定ム

第二條 標準米査定會ハ會長一名委員十五名以内ヲ以テ組織シ

毎年十月若ハ十一月米穀検査所内ニ於テ之ヲ開ク

會長ハ米穀検査所長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ知事之ヲ任命若ハ

囑託ス

標準米査定會ニ書記ヲ置キ米穀検査所書記ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 標準米ハ玄米ニ在リテハ作付ノ最モ多キモノ各郡市毎

二十種、精米ニ在リテハ適當ノ場所ヲ指定シ搗精高ノ最モ多

キモノ五種ニ就キ之ヲ定ム

第四條 標準米ハ品質、粒形、乾燥、調製ノ程度ニ依リ査定ス

其ノ方法ハ査定會ノ議定スル所ニ依ル

米穀検査標準米取扱心得

明治四十四年  
五月三十日同定

第一條 標準米ハ生産検査ニ在リテハ一等ヨリ三等迄三種、輸出検査ニ在リテハ一等ヨリ四等迄四種トス

第二條 米穀検査所、出張所、派出所及輸出検査ニ従事スル検査員ニ輸出検査標準米並生産検査標準米各一組、生産検査ニ従事スル検査員ニ生産検査標準米一組ヲ交付ス

第三條 標準米ハ各出張所管轄区域内所用數ヲ同時ニ出張所主事ニ送付ス

第四條 主事前項標準米ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ管轄区域内ノ派出所及生産検査ニ従事スル検査員ニ交付スヘキモノハ三日以内ニ配付ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 標準米ニシテ出張所用ニ供スルモノハ主事ニ於テ其ノ

他ハ各検査員ニ於テ一定ノ容器ニ納メ之ヲ管守シ平常鄭重ニ取扱フヘシ

第六條 標準米管守ノ責任アル者轉勤又ハ退職等ノ場合ハ後任者ニ引繼クヘシ但シ生産検査ニ従事スル検査員ニシテ後任者ニ引繼クコト能ハサルトキハ管轄主事ニ返付スヘシ

第七條 標準米ヲ亡失シ其他使用ニ堪ヘサル異狀ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ所長ニ報告シ更ニ交付ヲ受クヘシ

◎茨城縣告示第百五十八號

明治四十四年四月一日ヨリ本縣米穀検査所ヲ設置シ其ノ規程左ノ通定ム

明治四十四年三月三十日

茨城縣知事 坂 伸 輔

茨城縣米穀検査所規程

第一條 茨城縣米穀検査所ハ内務部ノ管理ニ屬シ米穀検査ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 茨城縣米穀検査所ハ必要ノ地ニ出張所又ハ派出所ヲ置キ管轄區域内ノ事務ヲ管理セシム其ノ名稱、位置及管轄區域ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 茨城縣米穀検査所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一所 長
- 一監督員
- 一主事
- 一検査員
- 一書記

第四條 所長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指

揮監督ス

監督員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ検査事務ヲ監督シ兼テ庶務ニ從事

ス

主事ハ所長ノ指揮ヲ承ケ出張所ノ事務ヲ處理シ兼テ管轄區域

内ノ検査事務ニ從事ス

検査員ハ所長及主事ノ指揮ヲ承ケ検査事務ニ從事ス

書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

○茨城縣訓令乙第七〇號

内務部

茨城縣米穀検査所處務規程左ノ通定ム

明治四十四年四月一日 茨城縣知事 坂 仲 輔

茨城縣米穀検査所處務規程

第一條 左ノ事項ハ所長ニ於テ專決處分スルコトヲ得但シ專ノ重要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、所員ノ事務分掌ニ關スルコト
- 二、所員ニ管内出張ヲ命スルコト
- 三、給仕小使ノ命免ニ關スルコト

第二條 左ノ事項ハ主事ニ於テ專決處分スルコトヲ得但シ專ノ重要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、所員ニ部内出張ヲ命スルコト
- 二、小使、人夫ノ傭入及解傭ニ關スルコト

第三條 所長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス

第四條 所長及主事ハ別段ノ規程アルモノノ外主管事務ニ關シ  
都市役所、警察官署、町村役場又ハ營業者ト文書ノ往復ヲ爲

スコトヲ得

第五條 所長ハ毎月ノ検査成績ヲ翌月二十日限報告スヘシ

第六條 前各條ノ外總テ縣廳ノ處務規定ニ依ルヘシ

米穀検査所處務細則 明治四十四年  
六月二日何定

第一條 米穀検査所ニ庶務係、検査係ヲ置キ事務ヲ分掌スル左ノ如シ

庶務係

- 一、所内ニ於ケル諸規定ニ關スル事項
- 一、印章管守ニ關スル事項
- 一、儀式並取締ニ關スル事項
- 一、文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 一、文書物品ノ收受發送ニ關スル事項

- 一、地主會ニ關スル事項
- 一、模範者表彰ニ關スル事項
- 一、會議ニ關スル事項
- 一、經費ニ關スル事項

右ノ外検査係ニ屬セザル事項

検査係

- 一、検査ニ關スル事項
- 一、検査事務講習ニ關スル事項
- 一、検査標準米ニ關スル事項
- 一、検査用具ノ配付ニ關スル事項
- 一、検査手数料ニ關スル事項
- 一、産米改良成績及米穀ノ市況調査ニ關スル事項

一、検査成績及統計報告ニ關スル事項

第二條 一市町村ニ二名以上ノ検査員ヲ配置シタルトキハ其ノ

一名ヲ主任トス主任ハ所長之ヲ指定ス

第三條 到達文書ハ所長

(出張所ニ在リテハ主事、派出所ニ在リテハ上席職員)

之ヲ收受

シ文書收受簿

(第一號)ニ登記シタル上自ラ處理シ又ハ各主務

者ニ配付シ處理セシムヘシ

第四條 發送スヘキ文書ハ淨書校合ノ上各原議ト契印シ文書發

送簿

(第二號)ニ登記シ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條

發送スヘキ文書ハ所名ヲ用キ事ノ重要ナルモノハ所長

(出張所ニ在リテハ主事、派出所ニ在リテハ上席職員)

名ヲ用ウヘシ

第六條 出張所ニハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

文書收受簿

(第一號)樣

文書發送簿

(第二號)樣



職員名簿 (第三號) 職員出勤簿 (第四號)

職員出張命令簿 (第五號) 例規綴

日誌 (第六號) 備品臺帳 (第七號)

消耗品受拂簿 (第八號) 物品受拂證憑綴

郵便切手受拂簿 (第九號) 生産検査成績報告綴

輸出検査原簿 經費請求仕譯書控綴

往復文書綴 米穀商、精米業者名簿

第七條 派出所ニハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

例規綴 日誌 (第六號) 備品臺帳

職員出勤簿

論出検査原簿 往復文書綴

其ノ他必要ト認ムル簿冊

第八條 市町村勤務検査員ハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

例規綴 生産検査原簿 其ノ他必要ト認ムル簿冊

第九條 派出所又ハ市町村勤務ノ検査員ニシテ病氣其ノ他ノ事

故ニ依リ職務ヲ行フ能ハサルトキハ速ニ管轄主事ニ届出ツヘシ

主事前項ノ届出テヲ受ケタルトキハ必要ニ應シ他ノ検査員ヲ

シテ之ニ代ラシメ其ノ旨速ニ所長ニ報告スヘシ

第十條 退職轉任ノ場合ハ三日以内ニ事務引繼目錄及演說書ニ

通ヲ作成シ双方署名捺印ノ上一通ハ所長ニ(検査員ハ)届出一

通ハ其ノ所ニ保存スヘシ但シ死亡ノトキハ所長ハ他ノ職員ヲ  
指定シ代テ引繼ヲナサシムヘシ

第一號樣式 文書收受簿

月	日	番	號	印	主務者	差出元	件	名	處理顛末

第二號樣式 文書發送簿

月	日	番	號	取印者	扱印	發送先	件	名

第三號樣式

原籍  
現住所

氏名

年月日	任	免	事	項	官	署





明治 年 月 日 職 氏 名

八〇

命令印			豫	月	日
			定	月	日
考備			發	日	歸
			廳	日	歸

第六號樣式 日誌

月 日 何曜日

- 一天候
- 一検査申出ノ事項
- 一検査ノ概要
- 一所員勤務ノ概要
- 一雜事

第七號樣式 備品臺帳

目				品
				年月日
				越高
				受入高
				返納高
				差引現在高

第八號樣式 消耗品受拂簿

品		年月日	事由	受拂	殘

八一

目		

第九號樣式 郵便切手受拂簿

月日	何某へ一通書留	月日	何々ヨリ受入	月日	摘要	種類	端書
①						五錢	一厘切手
						一錢	切手
						二錢	切手
						三錢	切手
						五錢	切手
						十錢	切手
							取扱者印

入三

計	残高
一	九九
一	九九

一受入並殘高ハ朱書スヘシ  
一受拂共枚數ヲ掲載スヘシ

◎茨城縣告示第二百二十八號

茨城縣米穀検査所検査員及書記採用規程左ノ通定ム  
明治四十四年五月八日 茨城縣知事 坂 伸 輔

茨城縣米穀検査所検査員及書記採用規程

第一條 茨城縣米穀検査所検査員及書記ハ試験ノ上採用ス  
生産検査ニ從事スル検査員ハ詮衡ノ上採用ス

第二條 検査員ノ採用試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一米穀検査關係法規

二作文

三筆蹟

四數學 筆算(四則及分數) 珠算

五米質鑑定

第三條 書記ノ採用試験ハ前條第二號乃至第四號ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

第四條 志願者ハ品行方正成年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一

ニ該當セサル者タルヘシ

一禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二懲戒免職ノ處分ヲ受ケ滿二箇年ヲ經過セサル者

三公吏又ハ團體ノ役員、事務員在職中不正怠慢ノ爲解職セラレタル者

四禁治産者又ハ準禁治産者

五破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ了ヘサル者

第五條 試験ハ五名以上ノ委員ヲ設ケテ之ヲ行フ

第六條 試験ノ期日、場所等ハ茨城縣報ヲ以テ公告ス

第七條 合格ハ試験委員ノ査定スル所ニ依ル

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第二條又ハ第三條ノ試験ノ全部又ハ一部ヲ要セスシテ検査員又ハ書記ニ採用スルコトアルヘシ

一二ヶ年以上米穀検査事務ニ従事シタル者

二博覽會共進會又ハ府縣ノ品評會ニ於テ米穀ノ審査員トナリタル者

三判任文官以上ノ資格ヲ有スル者

四小學校正教員タルノ資格ヲ有スル者

五陸海軍滿期下士及陸海軍兵ニシテ下士適任證書ヲ有スル者

六二ケ年以上判任文官ノ職ニ在リタル者

七三ケ年以上巡查又ハ看守ノ職ニ在リタル者

八二ケ年以上府縣郡吏員ノ職ニ在リタル者

九二ケ年以上米穀検査所書記ノ職ニ在ル者

十特ニ學術技藝ヲ有シ適任ト認メラルル者

◎茨城縣告示第三百九十六號

産米改良獎勵委員設置規程左ノ通定ム

明治四十三年七月二十一日 茨城縣知事 坂 仲 輔

産米改良獎勵委員設置規程

第一條 産米改良ニ關シ各市町村ニ獎勵委員ヲ置ク

第二條 獎勵委員ハ各市町村ニ於テ名望經歷アル者ノ中ニ就キ

知事之ヲ囑託ス

第三條 獎勵委員ノ担当區域ハ郡市長之ヲ定ム

第四條 獎勵委員ノ從事スヘキ職務左ノ如シ

一、産米改良ニ關スル事項ノ獎勵

二、地主小作人間ノ融和ヲ圖ルコト

◎茨城縣告示第二百四十一號

産米改良功勞者表彰規程左ノ通定ム

明治四十四年五月十五日 茨城縣知事 坂 仲 輔



產米改良功勞者表彰規程

第一條 產米改良上左ノ事項ノ一ニ該當スルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

一米穀検査規則ノ規定ヲ遵守シ米質、乾燥、調製、俵裝共ニ佳良ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

二小作人ヲ保護獎勵シ其ノ成績顯著ナルモノ

三米穀改良事業ニ對シ特ニ功勞アルモノ

第二條 郡市長ハ其ノ部内ニ於テ前條ニ該當スルモノアリト認ムルトキハ其ノ事績ヲ詳記シ具申スヘシ

第三條 第一條ノ規定ハ之ヲ個人以外ノ團體ニ適用スルコトヲ得

第四條 表彰ハ表彰狀ヲ授與スルモノトス但シ時宜ニ依リ金品

ヲ添付スルコトアルヘシ

給料旅費規程

明治四十三年七月十三日 縣訓令乙第百三十一號

明治四十四年四月六日 縣訓令乙第百三十三號改正  
全年五月二十二日 縣訓令乙第百九十九號改正

第一條 本規程ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外縣ノ事業又ハ事務ニ從事スル吏員職員及囑託員ノ給料手當旅費並ニ縣費支

辨ニ屬スル雇員(名義ノ何タルヲ問ハス)傭員(給仕小使農夫夫其ノ他ノ小)事務雇技術雇ヲ云フ者ヲ云フノ旅費ノ支給ニ之ヲ適用ス

第二條 給料及手當ノ支給ニ關シテハ有給縣吏員給料支給ノ例ニ依ル

第三條 ノ二米穀検査所検査員ノ年手當ハ前條ニ依ラス左ノ區別

ニ依リ每期ノ終リニ於テ之ヲ支給ス

第一期 自其ノ年四月 五箇月分年手當ノ五分一 至同 八月

第二期 自其ノ年九月 七箇月分年手當ノ五分ノ四  
至 翌年三月 新任ノ場合ハ發令ノ翌日ヨリ日割(其ノ期ノ現日數ニ依ル)ヲ以テ支給ス  
退職又ハ死亡ノ場合ハ其ノ常月マテ月割ヲ以テ其ノ際支給ス

第三條 旅費ハ鐵道賃船賃車馬賃日常宿泊料赴任手當及移轉料  
ノ七種トシ別表第一號ニ依リ之ヲ支給ス但シ官吏ニシテ吏員  
職員タル者又ハ囑託員タル者ニハ其ノ本官ノ支給額ト同額ノ  
旅費ヲ支給ス

日給又ハ日手當ノ者ハ三十日分ヲ以テ月額ト見做ス

第四條 檢疫委員タル警察官吏ノ旅費額及其ノ支給ニ關シテハ  
警察官吏内國旅費規則ノ例ニ依ル  
官吏々員ニアラスシテ檢疫委員タル醫師ニハ別表第一號中月  
額五十圓以上ノ者ノ旅費額ヲ支給ス

第四條ノ二警察醫受持區域内ニ出張スルトキハ普通ノ旅費ヲ支  
給セヌ月額旅費金二十四圓ヲ支給ス

前項月額旅費ハ其ノ月ノ出張十日以上ナルトキハ全額ヲ支給  
シ十日未滿ナルトキハ日割ヲ以テ支給ス

第五條 屠畜検査技手受持區域内ニ出張スルトキハ普通ノ旅費  
ヲ支給セヌ左ノ區別ニ依リ月額旅費ヲ支給ス

一、十月ヨリ翌年三月迄 金二十四圓

一、四月ヨリ九月迄 金七圓五十錢

前項月額旅費ハ缺勤七日ヲ除ユルトキハ日割ヲ以テ支給ス

第六條 汽機、汽罐検査員検査ノ爲出張スルトキハ普通ノ旅費  
ヲ支給セヌ月額旅費金三十圓ヲ支給ス

前項月額旅費ハ其ノ月ノ出張十五日以上ナルトキハ全額ヲ支

給シ十五日未滿ナルトキハ日割ヲ以テ支給ス

第七條

(明治四十四年四月六日縣訓令)  
乙第七三號ヲ以テ削除

第八條

講習講話又ハ勸業衛生事業ノ指導等ノ爲出張シ七日以上同一ノ地ニ滞在スルトキハ其ノ間普通ノ旅費ヲ支給セス左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一 奏任待遇者又ハ年俸年手當ヲ受クル者 金二圓五十錢

一 判任待遇者又ハ月額五十圓以上ノ者 金二圓

一同 月額五十圓未滿ノ者 金一圓五十錢

蠶糸業林業水産業工業等各種勸業事業ノ教師及一時ノ雇傭ニ屬スル技術員講習講話又ハ實地指導ノ爲出張シ七日以上同一ノ地ニ滞在スルトキハ前項各號ニ依ラス日額旅費金一圓二十錢ヲ支給ス

第九條 水産試験場職員ニシテ本廳ト兼勤スル者ノ相互往復ニ

ハ普通ノ旅費ヲ支給セス左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一、奏任待遇者 金一圓八十錢

一、判任待遇者 金一圓四十錢

第十條 水産試験場職員及同雇員傭員試験監督又ハ指導ノ爲二

日以上引續キ漁船ニ乗組ミタルトキハ普通ノ旅費ヲ支給セス

左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一、奏任待遇者 金二圓

一、判任待遇者 金一圓

一、雇員 金六十錢

一、傭員 金四十錢

第十條ノ二水産試験場職員及雇員傭員漁業基本調査ノ爲出張シ

七日以上ニ涉リタルトキハ普通ノ旅費ヲ支給セズ左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス但シ發程及歸着ノ日ニ限り應地ト最初ノ用務地及最終ノ用務地ト應地ノ往復鐵道賃車馬賃ヲ併セ支給ス

一、奏任待遇者 金三圓二十錢

一、判任待遇者 金一圓五十錢

一、雇員 金一圓

一、備員 金六十錢

第十一條 耕地整理事業ノ測量設計調査工事監督ノ爲出張スルトキハ日當宿泊料ヲ支給セズ左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一、奏任待遇者又ハ年俸年手當ヲ受クル者 金一圓五十錢

一、判任待遇者又ハ月額五十圓以上ノ者 金一圓二十錢

一、同 月額五十圓未滿ノ者 金一圓

一、雇員耕地整理助手 金九十錢

耕地整理測量助手 金六十錢

測量設計調査工事監督ノ區域數市町村ニ涉ルトキハ其ノ地區同

一ナルトキハ一市町村内ト看做ス

第十一條ノ二種畜場職員及同雇員種牛種付ノ爲出張シ七日以上同一ノ地ニ滞在スルトキハ其ノ間普通ノ旅費ヲ支給セズ左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一、奏任待遇者 金二圓五十錢

一、判任待遇者 金一圓五十錢

一、雇員 金九十錢

一、備員 金五十錢

第十一條ノ三米穀検査所検査員ニシテ年手當ヲ受クル者ノ旅費額ハ別表第一號ノ二ニ依リ支給ス

第十一條ノ四米穀検査所主事及検査員米穀検査ニ關シ管轄區域内(在勤廳、地接續市町村又ハ同所在廳地ニ)ニ出張スルトキハ普通ノ旅費ヲ支給セス左ノ區別ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

一、主 事 金一圓五十錢

一、檢 査 員 金一圓

第十二條 蠶病豫防事務所書記及助手ノ旅費額ハ別表第二號ニ依リ支給ス

第十三條 雇員(土木技手補)工區、工營所、磯濱港灣築造工事工務所又ハ北利根川改良工事工務所ニ在勤又ハ勤務スル者ニハ左ノ區別ニ依リ月額旅費ヲ支給ス

一、月給拾五圓以上ノ者 金六圓

一、同 拾五圓未満ノ者 金四圓五拾錢

前項日額旅費支給ニ關シテハ工區工營所工務所ニ在勤又ハ勤務スル有給縣吏員月額旅費支給ノ例ニ依ル

第十四條 蠶糸業林業水産業工業等各種勸業事業ノ教師及一時ノ雇傭ニ屬スル技術員ニハ給料手當ノ多寡ニ拘ラス別表第一號中雇員月給拾五圓以上ノ者ノ額ヲ支給ス

第十四條ノ二第四條ノ二第五條及第六條ニ依リ月額旅費ノ支給ヲ受クル者普通旅費ノ支給ヲ受クルトキハ其ノ間月額旅費ノ支給ヲ停止ス

第十五條 日額旅費ハ發程ノ日ヨリ歸着ノ日マテ日數ニ應シ之ヲ支給ス但シ第八條及第十一條ノ二ノ場合ニ於テハ其ノ滞在

中日額旅費ヲ支給ス

第十六條 電話工夫ノ旅費額ハ別表第三號ニ依リ支給ス

第十七條 特別ノ事由ニ依リ本規程ニ依リ難キモノハ其ノ都度

之ヲ定ム

第十八條 旅費ノ支給ニ關シ前各條ノ外ハ渾テ有給縣吏員旅費

支給ノ例ニ依ル

附 則

本規程ハ明治四十三年七月ヨリ之ヲ適用ス

縣ノ事業又ハ事務ニ從事スル吏員職員ノ給料旅費及縣費支辨ニ屬スル雇員傭員ノ旅費支給ニ關スル從前ノ規定ハ本規程適用ノ

日ヨリ渾テ之ヲ廢止ス

(別 表)

第一號

奏任待遇者 年俸又ハ年 手當ヲ受ク	年千五 百圓以	上 百圓以	四 錢	鐵道賃 一哩ニ	付	日當一 日ニ付	移轉料
手當ヲ受ク ル者 檢査所檢査 員ヲ除ク	年千五 百圓未	滿 百圓未	四 錢	船貨一 海里ニ	付	貳圓 拾錢	參拾圓 以內
判任待遇者 給料又ハ月 手當ヲ受ク ル者	月額五 拾圓以	上 拾圓以	五 錢	車馬賃 一里ニ	付	壹圓 拾錢	貳圓 拾錢
	同 拾圓未	滿 拾圓未	四 錢	宿泊料 一夜ニ	付	壹圓 拾錢	貳圓 拾錢
	八 拾錢		貳 拾錢	日當一 日ニ付		壹 圓	參拾圓 以內
	拾五 圓以內		拾五 圓以內			貳 拾圓以內	

備員	月給拾五圓以上	貳錢參	貳拾錢	九拾錢	六拾錢	拾圓以內
	同拾五圓未滿	貳錢參	錢貳拾	八拾錢	五拾錢	拾圓以內
員		貳錢參	錢拾貳	五拾錢	參拾錢	

第一號ノ二

米穀検査所 検査員	鐵道賃船賃一海車馬賃宿泊料日當	一哩ニ付里ニ付一里ニ付一日ニ付	參錢	四錢	貳拾錢	壹圓	六拾錢

第二號

鐵道賃船賃一海車馬賃日當	一哩ニ付里ニ付一里ニ付一日ニ付	移轉料
--------------	-----------------	-----

書記	參錢	四錢	拾五錢	壹圓	拾圓以內
助手	貳錢	參錢	拾貳錢	七拾錢	

第三號

電話工夫	鐵道賃	車馬賃	宿泊料	日當
	一哩ニ付	一里ニ付	一夜ニ付	一日ニ付
	貳錢	四錢	五拾錢	貳拾錢

有給縣吏員及縣ノ事業又ハ事務ニ從事スル吏員  
 職員並縣費支辨ニ屬スル雇員赴任ノ場合ニ於ケ  
 ル移轉料支給方 (四十二年十二月十二日  
 縣訓令乙第百九十三號)  
 有給縣吏員及縣ノ事業又ハ事務ニ從事スル吏員職員並縣費支辨  
 ニ屬スル雇員赴任ノ場合ニ於ケル移轉料ハ内務部長警察部長又

ハ各麻長ニ於テ別表ノ範圍内ニ於テ適宜ニ之ヲ定メ支給スヘシ

(別表)

奏任待遇者、 ヲ受クル者	年俸又ハ年手當	管外赴任	管内赴任
判任待遇者、 ハ月手當ヲ受クル者	月額五十圓 以上	三十圓以内	二十圓以内
同上	五十圓	十五圓以内	十圓以内
同上	十五圓	十圓以内	七圓以内
同上	十圓	十圓以内	六圓以内
同上	五圓	十圓以内	六圓以内
同上	十圓	十圓以内	六圓以内
同上	十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	二十圓	十圓以内	六圓以内
同上	二十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	三十圓	十圓以内	六圓以内
同上	三十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	四十圓	十圓以内	六圓以内
同上	四十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	五十圓	十圓以内	六圓以内
同上	五十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	六十圓	十圓以内	六圓以内
同上	六十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	七十圓	十圓以内	六圓以内
同上	七十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	八十圓	十圓以内	六圓以内
同上	八十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	九十圓	十圓以内	六圓以内
同上	九十五圓	十圓以内	六圓以内
同上	一百圓	十圓以内	六圓以内

蠶病豫防事務所書記

縣ヨリ給料給與ヲ受クル吏員ノ退隱料其他支給

ニ關スル規定 明治三十八年一月

縣ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員退隱料支給與金遺族扶助料

支給ニ關スル規定縣會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得左ノ通り  
改正ス

明治三十四年縣令第二十三號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

縣ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員退隱料支給

與金遺族扶助料支給ニ關スル規定

有給縣吏員退隱料退職給與遺族扶助料支給規則ハ法律命令中別  
段ノ規定アルモノヲ除クノ外縣ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員  
ニ之ヲ適用ス

前項ニ該當スヘキ吏員職員ハ知事之ヲ定ム

附則

本規定ハ明治三十八年四月一日ヨリ施行ス

明治三十八年茨城縣令第三號ニ該當スル吏員職



員 明治三十八年一月  
縣告示第二十號

一 水戸測候所 農事試驗場 水産試驗場 工業試驗場 農事講習所

習所 水産講習所 種畜場 明治四十一年縣告示第二九一號  
同四十二年縣告示第一六六號ヲ以テ改正

技師 技手 書記

一 圖書館

館長 書記

一 薰風塾 明治四十二年縣告示第一六六號ヲ以テ追加

塾長 族長 教師 書記

一 地方産業ニ關スル技師、技手、同記書

明治三十九年縣告示第一九一號同年縣告示第三三三號ヲ以テ改正

一 屠畜場検査技師同技手

明治三十九年縣告示三三三號ヲ以テ追加

一 縣醫、縣獸醫、衛生技術員、瀉機瀉繼検査員、電話技手

明治四十一年縣告示二九一號ヲ以テ改正  
明治四十四年四月縣告示一七六號ヲ以テ追加

一 茨城縣米穀検査所

追加 検査員(手當ヲ受クル者ヲ除ク)書記

所長 監督員 主事

一 警察醫 明治四十四年縣告示一七六號ヲ以テ追加

一 統計吏員 明治四十四年縣告示一七六號ヲ以テ追加

一 蠶病豫防事務所書記

明治四十四年縣告示一七六號ヲ以テ追加  
明治三十五年三月二十三日

縣財務規則拔萃

縣令第二十號

第六條 縣稅及其ノ他ノ收入ハ各其ノ規定ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

第十條 左ニ掲クル收入ハ納入告知書ヲ發セス縣出納吏ヲシテ

直ニ其ノ現金ヲ領收セシムルコトヲ得

一 授業料及手数料

第十一條 縣出納吏ニ於テ前條ノ現金ヲ領收シタルトキハ領收

證書ヲ交付シ現金ハ翌日迄(毎月末日ニアツテハ即日)ニ縣金

庫ニ拂込ムヘシ

第二十八條 縣出納吏ノ管掌スヘキ事項左ノ如シ

一 現金前渡ノ任拂及歳入ノ現金徴收

二 歳入歳出外ニ屬スル現金ノ出納

三 物品、証券ノ出納

第二十九條 縣出納吏ハ其ノ取扱ニ係ル現金、物品及証券ノ出

納ヲ知事ニ證明スヘシ

第三十條 縣出納吏交替シタルトキハ其ノ出納保管ニ係ル現金

物品、証券及帳簿ノ引繼ヲ爲スヘシ

第三十一條 縣出納吏死亡其ノ他ノ事故ニ依リ自ラ前二條ノ手

續ヲ爲ス能ハサルトキハ特ニ命シタル者ヲシテ之ヲ爲サシム

第五十六條 縣出納吏ハ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一 現金出納簿

二 物品出納簿

三 證券出納簿

縣會計處務規程拔萃

明治三十五年三月二十三日

第三條 縣出納吏ニ於テ歳入ニ屬スヘキ現金ヲ領收スルトキハ

第一號書式ニ準シ徴收簿ヲ製シ之ニ登記スヘシ

第六條 縣出納吏ニ於テ現金ヲ縣金庫ニ拂込ムトキハ第五號書

式ノ拂込書ヲ添フヘシ

第二十三條 旅費ノ概算拂ハ一箇月ノ見積金額ヲ超ユルコトヲ得ス又重テ概算拂ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條 概算拂ヲ受ケタルモノハ其ノ費用ノ確定後五日以内ニ之ヲ精算スヘシ

第二十五條 經費ノ支拂ハ其ノ費額確定ノ後七日以内ニ之ヲ請求セシムヘシ

一箇月以上ニ渉ル出張旅費ノ如キハ一箇月毎ニ打切り前項ノ期日内ニ請求セシムヘシ

第二十六條 出張中迂路ヲ經テ旅行シ又ハ病氣滞在其ノ他ノ事故ニ依リ公務外日數ヲ要シタルトキ若ハ舟車馬賃ノ實費拂等ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事又ハ麻長ノ認許ヲ

受クヘシ

第二十七條 出張中携帶ニ係ル物件ノ運搬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ其ノ物件ノ検査ヲ經ヘシ若其ノ検査ヲ受ケ難キ場合ニハ其ノ物件ノ調書ヲ作り之ヲ證明スヘシ

前項ノ運搬賃ハ其ノ量目二貫目以上ニアラサレハ之ヲ支給セス  
第三十二條 縣財務規則第二十九條ノ證明ハ其ノ出納簿ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三十六條 證憑書類ニ記スル金錢ノ員數ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ用フルヲ要ス

第六十五條 縣財務規則第五十五條ニ掲クル帳簿ハ第十四號書式ニ第五十六條ニ掲クル帳簿ハ第十五號書式ニ依リ調製スヘシ

第七十條 各麻及其ノ他ニ於ケル會計ハ検査員ヲ命シ少クトモ  
毎年一回之ヲ検査セシム

第七十二條 検査員ニ於テ検査上必要ナル書類帳簿ノ提出ヲ求  
ムルトキハ直ニ之ヲ提出スヘシ

第七十四條 検査員現金、物件ノ検査ヲ爲シタルトキハ第十七  
號書式ノ檢定書二通ヲ作り其ノ一通ヲ當該縣出納吏又ハ縣金  
庫ニ交付スヘシ

第一號書式 (用紙延紙)

明治 年度縣歲入  
稅外諸收入調定簿

應 (麻) 名

何々(目)

告知書ト 割印			知事又 麻長 及番號	告知書發 年月日	納期 日	金額事由	課長 係負 印	顛末	納人住所 氏名

備考 一本簿ハ目毎ニ區分シ便宜見出ヲ付スヘシ

二縣廳ニ在テハ部長ノ欄ヲ増設スルモノトス

三主任者ハ金額ノ下ニ捺印スヘシ

四顛末欄ハ納濟又ハ欠損等ノ年月日及事由ヲ

記スヘシ

第五號書式(寸法第二號)三枚接續(第二號書式ノ寸法ハ縱四寸五分横三寸三分)

第 號 年 度 何 々 (款)

一金何程 (イ)

但何々

明治 年 月 日 拂込

符 原

出納吏 割印

拂 込 書

第 號 年 度 何 々 (款)

一金何程 (イ) 明治 年 月 日 納濟 金庫印

但何々

右 拂 込 候 也

縣出納吏

明治 年 月 日 官 職 氏 名 印

印 庫

領收證書

第 號	年 度	何 々	(款)
一金何程 (イ)			
但何々			
右領收候也			
明治 年 月 日	何 金	庫 圖	
縣出納吏官職氏名宛			

(第二號書式ノ備考)  
 一(イ)印ハ各其ノ取扱主任ノ印以下各書式皆同シ  
 二領收證書ノ金額及納人氏名等ハ發付ノ際記入スルモノト  
 ス以下皆同シ

第十五號書式ノ一 (用紙延紙)

現 金 出 納 簿

廳 (麻) 名



ルコトヲ得ス

第五條 府縣郡吏員ハ其ノ職務ニ關シ直接ト間接トヲ問ハス自  
己若ハ其ノ他ノモノノ爲ニ贈與其ノ他ノ利益ヲ供給セシムル  
ノ約束ヲ爲スコトヲ得ス

府縣郡吏員ハ指揮監督者ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ務職  
ニ關シ直接ト間接トヲ問ハス自己若ハ其ノ他ノモノノ爲ニ贈  
與其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 左ニ掲クル者ト直接ニ關係ノ職務ニ在ル府縣郡吏員ハ  
其ノ者又ハ其ノ者ノ爲ニスルモノノ饗燕ヲ受クルコトヲ得ス  
一府縣郡ノ爲ニ工事又ハ物件調達ノ請負ヲ爲ス者  
二府縣郡ニ屬スル金錢ノ出納保管ヲ擔任スル者  
三府縣郡ヨリ補助金又ハ利益ノ保證ヲ受クル起業者

四府縣郡ト土地物件ノ賣買贈與貸借若ハ交換ノ契約ヲ爲ス者  
五其ノ他府縣郡ヨリ現ニ利益ヲ得又ハ得ントスル者

第七條 有給ノ府縣郡吏員ハ指揮監督者ノ許可ヲ受クルニ非サ  
レハ營業ヲ爲シ若ハ家族ヲシテ營業ヲ爲サシメ又ハ給料若ハ  
報酬ヲ受クヘキ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第八條 本令ニ於テ指揮監督者ト稱スルハ府縣吏員ニ付テハ府  
縣知事郡吏員ニ付テハ郡長ヲ謂フ

第九條 郡組合ノ吏員ニ關シテハ郡吏員ニ關スル規定ヲ準用ス  
廳員服務規程

### 第一章 執務心得

第一條 辞令ヲ受ケタルトキハ即日受書ヲ差出シ其新任ニ係ル  
モノハ履歷書及宿所届ヲ差出スヘシ



第二條 官印ヲ要スルモノハ其事由ヲ記シテ請求スヘシ

第三條 退廳後又ハ休日ニ於テ至急ノ事件ヲ處理シ縣印又ハ官印ヲ要スルトキハ其決議書宿直員ニ示シ捺印ヲ請フヘシ但事ノ秘密ニ係ルモノハ其決議書ヲ示スヲ要セス

第四條 日常使用ノ書類ハ退廳ノ節書箱ニ格納スヘシ其重要ニ屬スルモノハ之ヲ倉庫ニ納メ又ハ宿直ニ預ケ必ス紛乱ノ憂ナキヲ要ス

第五條 判任官以下登廳シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ登廳時限ヲ後ルルコト二十分以上ニ及フ者ハ其事由ヲ記シ届出ツヘシ

第六條 疾病忌引等ノ事故ニ依リ登廳シ能ハサル者ハ定時間迄ニ届出ツヘシ但病氣引十五日ヲ過クル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添

へ更ニ届出ツヘシ

第七條 病氣療養等ノ爲メ他出セントスルトキハ醫師ノ斷診書ヲ添へ願出ツヘシ

第八條 出張歸廳賜暇歸省等ノ節ハ届書ヲ差出スヘシ

第九條 上官ノ命ニ依リ休日又ハ祭祝日ニ出勤スルモノハ其旨

符直ニ通知シ置キ翌日出勤簿ニ捺印スヘシ

事務繁劇ノ爲メ夜勤スルトキハ其事由ヲ記シ届出ツヘシ

第十條 上官在廳ノ間ハ退廳時限後ト雖モ退廳スルヲ得ス

第十一條 出張又ハ病氣其他ノ事故ニ依リ登廳シ能ハサルトキ

ハ擔任取調中ノ事件ハ課長ハ首席僚屬課員ハ同僚ニ引繼キ其

事務ヲ處辨スヘシ

第十二條 出張巡回中ハ日々ノ當務ヲ記シ歸廳後直ニ口頭ヲ以

テ復命シ尙五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ

第十三條 出張巡回中左ノ事項ニ該當スルトキハ直ニ其事由ヲ具申ススヘシ

一 御用都合ニ依リ豫定日數ヲ超過セントスルトキ

一 疾病又ハ事故アリテ滞在スルトキ

第十四條 轉免ノトキハ擔任事務ニ就キ課長ハ部署長課員ハ課長ノ指揮ニ從ヒ辞令拜受ノ後五日以内ニ目錄及演說書ヲ添へ他員へ引繼クヘシ

# 附 録

テ復命シ尙五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ

第十三條 出張巡回中左ノ事項ニ該當スルトキハ直ニ其事由ヲ具申ススヘシ

一 御用都合ニ依リ豫定日數ヲ超過セントスルトキ

一 疾病又ハ事故アリテ滞在スルトキ

第十四條 轉免ノトキハ擔任事務ニ就キ課長ハ部署長課員ハ課長ノ指揮ニ從ヒ辞令拜受ノ後五日以内ニ目錄及演說書ヲ添ヘ他員ヘ引繼クヘシ

# 附 録

## 米改良の注意

本縣の米は元來其の品質が劣等のものではないが近來乾燥調製とも段々粗惡に流れ、一体に評判が宜しくない隨て直段も廉く買手も好まぬ様の有様であるそれで此の惡風を改むるために今度産米の検査を行ふ事になつた全國でも既に検査を行つて居る處が澤山あるが何れも其結果が宜しい現に隣縣の朽木なども本年から行ふことになつて居る

るこて検査を行ふて居る所の成績を見ると大概一石に就て七十錢から一圓位直段が上つて居る之れは主に乾燥調製、俵裝の改良か出來た結果であるそれで本縣の産米を改良したならばどれ丈の利益になるかを計算して見ると本縣産米は年々百四十萬余石である此内五十一萬余石は縣外輸出米であるから是れか改良

の結果一石一圓の價值が上ると五十一萬圓夫れから乾燥を好へ  
 すると籾摺の時碎米の一斗減り又精白の場合に搗減り四分を少  
 なくするから合せて四萬九千五百余石の米が出る之れを一石十  
 四圓とすると六十九萬圓夫れから夏越米が總高の三分の一ある  
 此内から一石に二升五合の腐蝕米が出来て居るけれど是れがな  
 くなるから十六萬圓出る又調製を能くすると輸出米を差引いた  
 ものが一石に付き四十錢位は價段が上るから之れで三十五萬圓  
 となる儀裝の改良から一俵三合宛の漏米が無くなり又輸出米の  
 儀が悪い爲めに從來一俵に付き七錢の値引があつたが是れも無  
 くなるから此金高併せて十八萬圓となる以上の利益であるけれ  
 ども亦之れには多少の勞費を要するから之れを差引てもざつと  
 百三十三萬圓と云ふ莫大の利益である斯様な大利益ある事業で

あれば本縣産米の改良は一日も打棄て置く譯には行かぬ又農家  
 の義務としても此の國益は起さねばならぬ是れが産米の検査を  
 行ふに至つた譯であるから當業者は能く／＼此趣旨を心得て米  
 の改良を努めねばならぬそこで改良すべき事柄の内でも必要  
 の事を云ふて見ると

第一乾燥 米穀の乾燥と云ふことは一番の要件で米改良の目的  
 の主なることであつて米の品質に非常なる關係がある本縣の  
 様に濕田の多い所は殊更に注意しなければならぬ總べて刈取  
 つた稻は必ず稻架に掛ける事が肝要である決して地面に放置  
 してはならぬ又稻架の方向は南北になると稻の乾きが宜しい  
 凡る四五日から一週間位乾かしてから扱き落し籾は又二三日  
 晴天に莖乾して籾摺をするがよい莖干をするには早朝から夕

方迄出して置ないて朝十時頃から午後三時頃迄干すよふにするのが宜しい是れは空氣中に濕氣が少い時で物を乾すには最も宜しい時である筵は二重にするか又は筵の下に簀杯を敷いて下から濕氣を受けない様にするが宜しい

夫れから米に色々の種類が交ることは極く悪い事で假令良き米でも色々の種類が交ては直段が下るから刈取る時から注意して交らぬよふになし稻架に掛けるにも區別するがよい又筵も可成別々の筵を用ゆるかさもなければ充分掃除して前に干した米が附着せぬ様注意することが肝要である

第二調製 能く乾かした後糲摺して唐箕に掛け萬石篩て糲、碎米、土砂其他の夾雜物を取り除き篩て粒の大小を別つが宜しい青米、赤米などの交りて居るのは栽培法が完全でないから

出来るのが多い殊に肥料の配合施肥又は選種の不完全から來ることが多くある總て肥料の効能が後れると青米が出来易く赤米は排水不良の處で又鐵分の多い所に出来易い傾があるから排水其他の土地改良を爲すが宜しい又稗拔きを嚴重にしなければならぬ本田で稗拔を充分にしなければ調製に骨が折れるから稗拔は共同又は一齊の方法に依り日割を定めて一齊に抜き取りを行ひ焼き捨るか又は穂首を切り取り能く煮て牛馬の飼料とするが宜しい

第三容量 本縣米俵の容量は從來區々で四斗入もあれば四斗二升入もあり四斗五升入もあると云ふ様の有様で之れは取扱上甚だ不便であるのみならず取引上面倒であるから不利益であるそれで四斗と定めた次第である

第四〇〇 俵装

俵装の完全と云ふ事は甚だ大切なことである本縣の俵装は頗る杜撰であつて編み方が粗末で繩は細く締も不十分であるから遠方に運ぶ中には崩れたり漏米があつたり或は外から濕氣が這入るから傷みや腐り方が早い勿論外觀も悪いから商品には不適當であるうて縣令を以て俵装の方法を定めたる次第である其製作方は先づ

一、俵装は堅牢を旨とし二重とすること

二、内 俵

- 一 乾燥せる選葉を用ひ左の各項に依り四ヶ所編とすると
- 一 編繩 堅牢なる小繩四十五尺を四ツ切とすること
- 一 封數 五十五封乃至六十封
- 一 封間 兩縁各五寸中央七寸左右六寸五分
- 一 編上げ三尺七寸

一 重量 四百匁乃至五百匁

小口の目通し三封掬ひ八ヶ所掛とし兩口を折り纏めたる所へ棧俵を當て脱粒の虞なき様緊括すること横繩は三ヶ所各二廻りとして緊括すること

三、外 俵

- 一 乾燥せる選葉を用ひ左の各項に依り四ヶ所編とすると
  - 一 編繩 堅牢なる小繩四十八尺四ツ切とすること
  - 一 封數 七十封乃至八十封
  - 一 封間 兩縁五寸五分其他各七寸
  - 一 編上 四尺
  - 一 重量 四百匁乃至五百匁
- 小口目通し三封掬ひ九ヶ所掛茶かざりとして緻密に緊括



し兩口とも巻封を施し得べき部分を存すること  
 横繩は五ヶ所各二廻りとして緊括すること  
 縦繩一筋を以て四方掛とし兩端二ヶ所並に小口の中  
 各蛙股に掛け中央の三ヶ所は各引掛とす

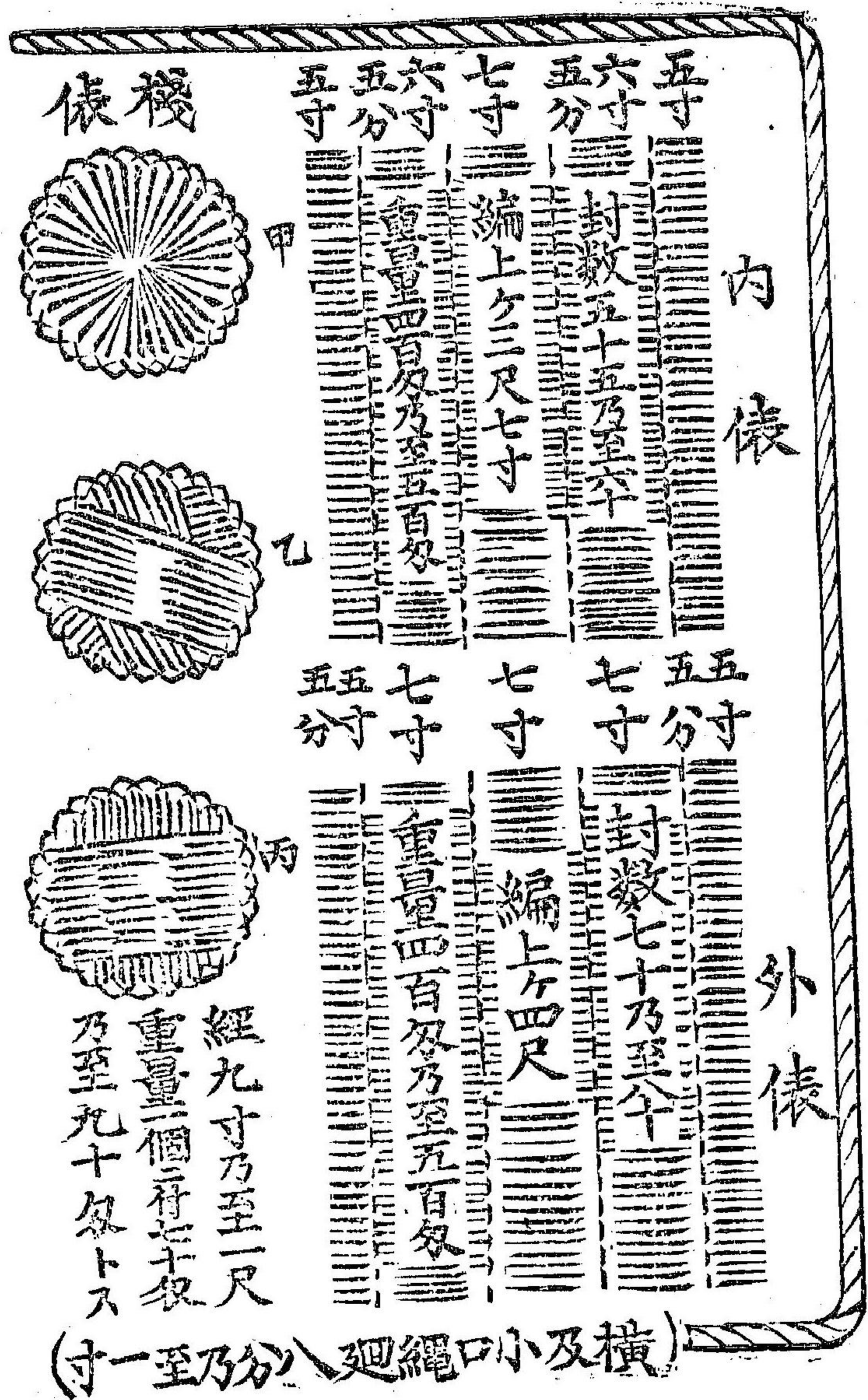
四、棧 俵

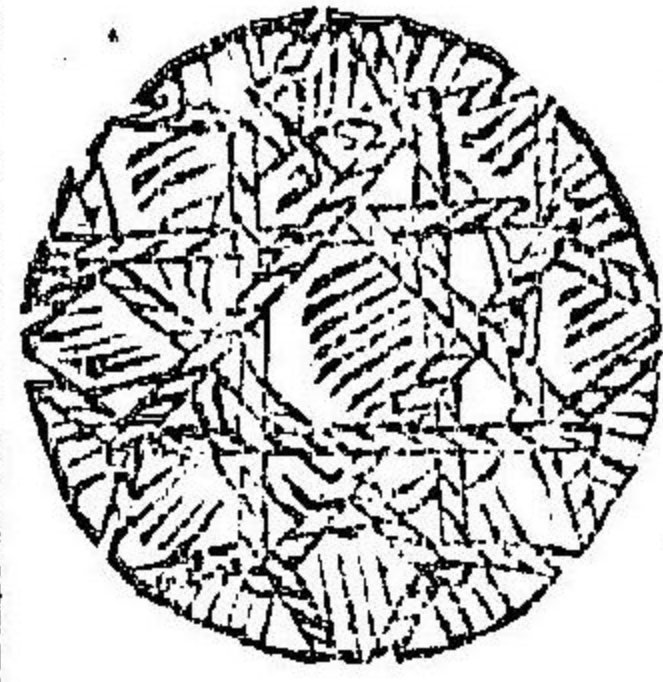
乾燥せる選藁を用ひ徑九寸乃至一尺に組み上げ重量七十  
 匁乃至九十匁とすること

五、繩

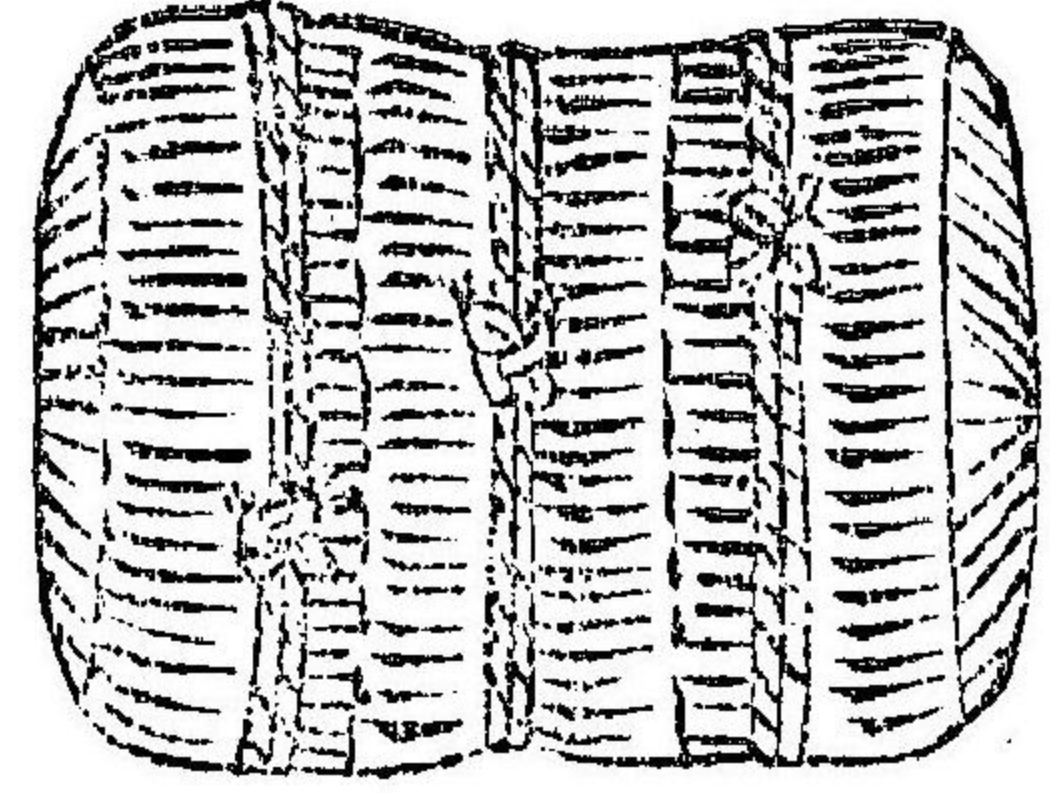
總て能く打柔けたる藁を以て摺掛けとし小口繩及及横繩  
 は廻り八分乃至一寸縦繩は一寸乃至一寸三分として堅牢  
 たるべきこと

六、俵の製作方法を圖に示すと左の通である

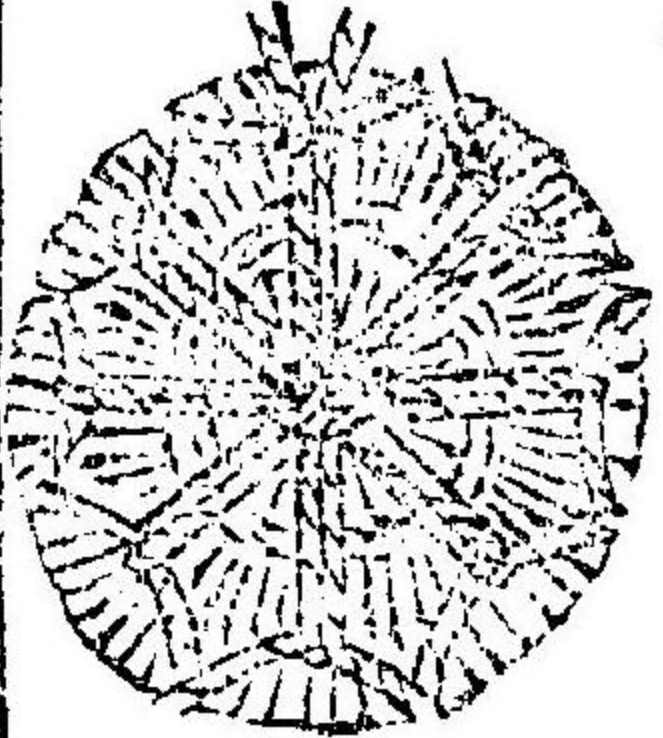




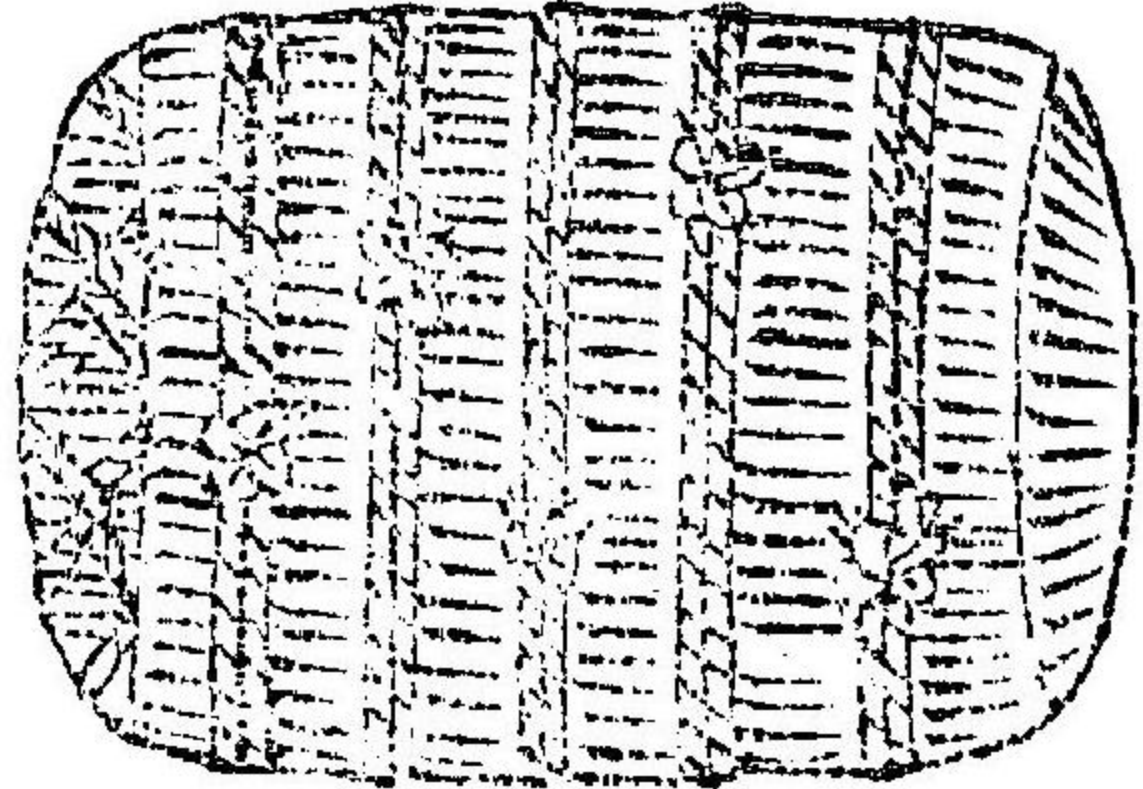
内縁小口拵形カグリ



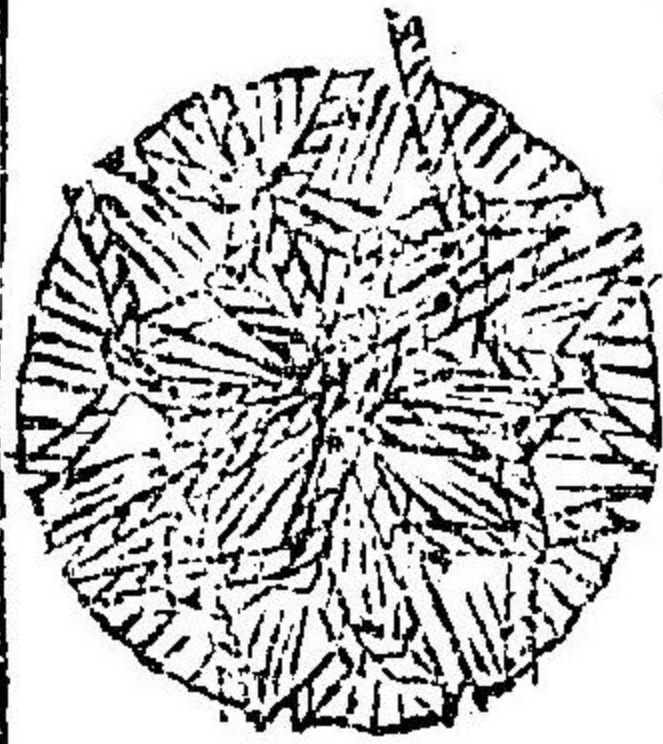
内縁



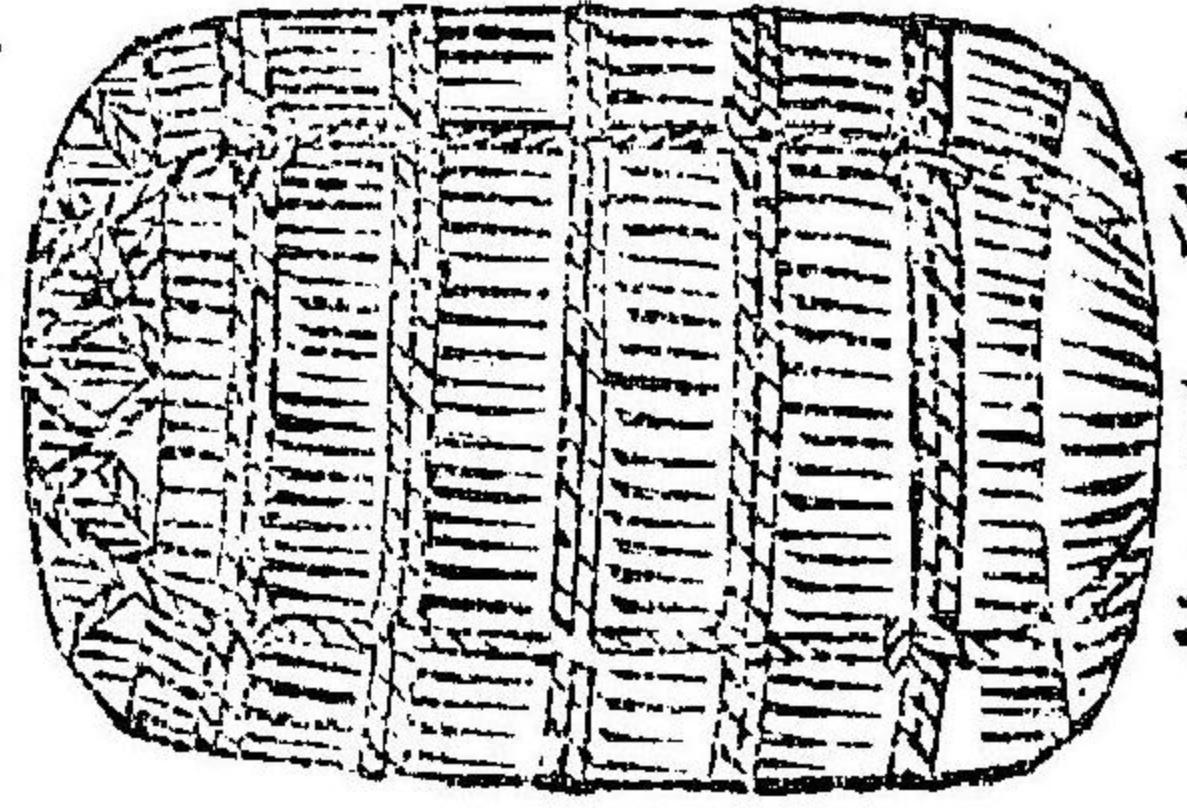
内縁小口菊形カグリ



外縁



外縁小口カグリ方



縦縄掛

(縦縄廻一寸乃至一寸三分)

以上述ぶる如く大体此四つの事柄が最も大切のことである検査は愈々明年十一月から實行する筈になつて居るから今より充分準備整へて検査の場合に多く不合格米を出さぬ様にせねばならぬ産米の検査規則は左の通りであるから能く讀んで心得て置くが宜し

### 地主會設立の趣旨

本縣の産米は是非とも改良せねばならぬものにて一日遅ければ其丈の損があるもので官民共に一致協力して其實効を收むることに致し度ものである

そこで、産米改良に付て、最も利害關係を以て居るものは、一般の農家であるが、殊に智識あり名望ある地主は、最も此事に盡力せねばならぬことは當然である、それで産米改良の最も宜

しい方法は、縣下の地主が、一致協同して組合を組織し、獨力で産米の改良を圖ることであるが、他府縣の例を見ても、本縣の事情を考へても、地主ばかりで、其結果が得らるゝものではない、本縣に於て本年より其改良に力を盡すのも之れが爲である地主も亦此心を以て必要なる計畫を立て官民協同の實を擧げることには骨を折らねばならぬ

産米の改良の實績を得るには何れ其検査を行はねばならぬけれども、検査は今直ぐに行ふ譯でなく、明治四十四年の秋から行ふ積りである、此の検査の結果は、良米の價格を上げて、粗悪の米は、自然世間へ出せぬ様になるから、今より改良の方法を考へて検査の場合に、差支なき様にせねばならぬ、それで米の品質を改良し俵装を立派にして評判を宜しくしたなれば、良き

米は益々値段を上げて、悪しき米は段々値段を下げることにな  
る譯であるから、農家は米の善し悪しに氣を付けて改良に働  
み、大層の利益になる、農家も此様に善惡の應報が直接に来る  
から必ず改良に盡力することになるけれども、之れは自作米や  
又小作人自身が採る米ばかりに改良が出来るのみで、小作人が  
地主に納むる小作米などは、そふ云ふ譯には行かぬ、何故なら  
ば小作米は梶目で納むるものであるから、品の善し悪し、俵の  
作り方の善し悪しで納め米に増減がない、故に改良した米を納  
めても其の利益は、只賣る者即ち地主の利益であつて、苦勞し  
て働いた小作人は、この改良の爲めに何も利益がないから、勢  
ひ小作人は、これ迄通りて、乾燥や調製方に骨を折ることが少  
ない、それで若し地主が小作人に何の保護も奨励もせず、只小

作米は上米を出せと云つた處で、これは紛議の本であつて何にもならぬ

元來米の改良は、作る者の辛勞て出来るものであるから、其改良したる利益は地主ばかりが、獨り占るのは宜しくない、其幾分は必ず作り人にも、分けなければならぬ、小作人が骨を折るばかりで、其利益は地主のみ占むる様では小作人は、寔に憐むべきものであつて、又到底改良の實蹟を上げる事は出来ぬそふなると、この産米改良は、到底其目的を達する事が出来なくなる

本縣の田地は約九萬町歩で、内四萬一千余町歩は小作地で、其小作米は四十萬石に近く全体の出來高の凡そ三割に當たる、この小作米が改良せられぬ様では産米の改良が出來ぬ譯である、

それ故に地主は、地主と小作人との間が圓滿に行く方法を考へ、小作人が心の中から、喜んで産米改良に熱心盡力する様にするのが最も大切の事である、此事に就ては地主が何とか心配せねばならぬ事で、只だ出来た米の改良ばかりでなく、一般農事を進める上にも、甚だ必要のことである

産米の改良は米の乾燥や調製や俵装の改良ばかりでなく、進んで種類の雑駁なることを廢し、良き種類のものを作り、又其作り方や、肥培の方法も大に改良せねばならぬ、これ等はとても一時に出来難きことなれども、産米改良を圖るには、勢ひ斯れまて進めねばならぬ、去れども小作人の多數は、資本が乏しくて、色々の改良をする力も足りないから、地主は金や品を貸したり與へたりして、稻架を作らせ、肥料の資本を融通し、肥料のか

け方を教へ、或は産業組合を設けさせ、小作人の經濟を都合良くし其他色々小作人を保護して、改良を行はしむることは、實に地主の力を俟たなければならぬ、殊に小作奨励の方法として良米を納むる小作人には、金穀を與へて奨励をすると云ふことは、頗る必要の事である、けれども以上のことは地主各個の力で出来る事柄でないから、郡町村の地主は互に氣脈を通じて一致團結して、そうして行ふ事にしなければ六ヶ敷く思はれる、これが郡町村地主會の必要な譯である斯の如く地主が誠心から小作人を、保護奨励したならば、小作人は必ず奮發して農事の改良に骨を折り其間柄が親密に圓滿になつて、そこで始めて産米改良の實績が上る譯である、若し又地主が從來の慣例に拘泥して姑息のことを云つて何等保護奨励の道を立てなかつたならば



産米改良は到底出来ぬは勿論或は悲しむべき紛擾を惹き起し不測の損害を蒙る様にならぬとも限らぬ

世の中の變遷に連れて地主と小作人との間柄は、親密に協同一致して奮發しなければならぬ事は、年を逐ふてだん／＼緊要な事となつてくる、今各府縣に於て産米改良を計畫するのを見るに何れも地主會を設立して小作者を保護獎勵せぬ所はない、之れは寧ろ時代の要求であるけれども、地主會は産米改良に伴ふ自然の要件であることも證明せられて居る

ろれて農事改良の率先者たる地主諸氏は、宜しく是等の事態を深く考へて地主會の必要を念ひ、相共に一致協同して、郡市町村の地主會を組織して、大いに小作人獎勵保護の方法を立て縣下一般の希望する産米改良に熱心盡力して、互の利益を進むる

事にしなければならぬ、之れは只農家一家の經濟上の問題ばかりでなく、實に本縣經濟界に至大の關係ある極めて肝要の事柄である

郡市地主會々則準則

第一章 總則

第一條 本會ハ何郡市地主會ト稱シ事務所ヲ何々ニ置ク

第二條 本會ノ區域ヲ本郡市一圓トシ各町村地主會及本郡市内

ニ四町步以上ノ耕地ヲ有スル者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ農事ノ發達ヲ圖リ地主小作人共同ノ利益ヲ増進

スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、地主小作人間ノ親善保持ニ關スルコト

二、産米ノ改良並俵裝ノ完全ヲ期スル爲毎年俵米品評會ヲ開設スルコト

三、米券倉庫ノ設立ヲ謀ルコト

四、農事ノ講習講話會ヲ開催スルコト

五、他ノ模範トナルヘキ精農者ヲ表彰スルコト

六、地主小作者間ノ紛議ヲ仲裁スルコト

七、産米改良ニ關スル縣郡市及各級農會ノ施設ヲ幫助スルコト

八、副業獎勵ニ關スルコト

九、其ノ他農事ノ改良ニ關スル必要事項

第五條 會員ハ左ノ事項ヲ實行シ又ハ町村地主會員ヲシテ實行

セシム

- 一、小作人ニ對シ可成貸付地ノ變更ヲ爲ササルコト
- 二、現在田畑ノ小作料ハ特別ノ場合ノ外從來ノ額ヨリ増徴セサルヲ旨トスルコト
- 三、改良米ヲ納入スル小作人ニ對シテハ各地一定ノ標準ニ據リ獎勵米若ハ報勞金ヲ與フルコト
- 四、農事改良ノ成績良好ナル小作人ニハ相當賞與ノ途ヲ講スルコト
- 五、農事改良ニ關シ小作人ノ力及ハサル者ニ對シテハ相當助力ノ途ヲ立ツルコト
- 第六條 本會ノ區域内ニ於ケル農事ニ功勞アル者又ハ學識經驗ヲ有スル者ヲ名譽會員ト爲スコトヲ得  
前項ノ名譽會員ハ評議員會ノ議決ニ依リ會長之ヲ推薦ス

第二章 役員及職員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名
- 副會長 一名
- 評議員 三名
- 幹事 一名

第八條 本會ニ書記及技術員ヲ置クコトヲ得書記及技術員ハ會長之ヲ任免ス

第九條 役員ノ職務權限ハ左ノ如シ

- 會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ヘ且ツ本會事務ヲ監査ス

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

第十條 會長及副會長ハ會員及名譽會員中ヨリ評議員及幹事ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉ハ投票ニ依ル投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ總會ノ議決ニ依リ指名推薦ノ法ニ依ルコトヲ得

第十一條 役員ノ任期ハ會長副會長ヲ三年トシ其ノ他ヲ二年トス但シ滿期再選ヲ妨ケス

補缺ノ爲メ選舉セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス任期滿了ノ者ト雖後任者ノ就任ニ至ルマテ尙其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條 本會役員ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ給スルコトヲ得

### 第三章 會議

第十三條 會議ハ總會、評議員會ノ二種トス

總會ハ毎年二月八月ノ兩度ニ之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員三分ノ一以上ノ同意ニ依リ事由ヲ示シテ請求シタルトキハ臨時之ヲ開クモノトス

評議員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク

第十四條 會議ハ會長之ヲ招集シ議長ハ會長之ニ當ル但シ會務ノ監査ニ關スル議事ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 會議ハ二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス但シ同一事件ニシテ招集再回ニ亘リ尙出席員定數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

會議ノ議決ハ會則ノ變更本會ノ解散ヲ除クノ外各出席者ノ過

半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ直接自己ノ利害ニ關スル事項ニ就テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス

會則ノ變更及本會ノ解散ハ會員半數以上ノ表決ニ依ル

第十六條 輕易ノ事件ニ在リテハ書面ヲ以テ同意ヲ求メ會議ニ代フルコトヲ得

第十七條 左記ノ事項ハ總會ノ表決ヲ經ルモノトス

- 一、經費豫算並賦課徵收方法
- 二、經費決算報告
- 三、獎勵米ノ標準
- 四、他ノ諸會へ出席代表者ノ選定
- 五、其他重要ノ事項ト認ムルモノ

第十八條 評議員會ハ二人以上出席スルニアラサレハ開會スル

コトヲ得サルモノトシ其ノ議決ハ總會ノ例ニ依ル

第十九條 名譽會員ハ總會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但シ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條 總會及評議員會ハ其ノ開會日時出席員氏名決議事項ヲ議事録ニ記載シ會長及出席員二名以上署名スルモノトス

#### 第四章 會計

第二十一條 本會ノ經費ハ寄付金其ノ他ノ諸收入ヲ除クノ外本會員ノ負擔トス

第二十二條 年度ノ央ハニ於テ加入シタル者ト雖其ノ年度ニ於ケル一人當平均ノ經費負擔額ヲ納ムルモノトス

脱會者ニ在リテハ其ノ年度ノ負擔額ヲ納メシメ既納ノ分ハ還

付セス

第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十四條 毎年度ノ豫算ハ前年度ノ總會ニ於テ之ヲ議決シ決算ハ翌年八月ノ總會ニ報告スヘシ

附則

第二十五條 本會員ハ總會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ脫會スルコトヲ得ス

第二十六條 會員ニシテ左ノ事項ニ該當スル者ハ總會ノ議決ニ依リ一圓以上六十圓以下ノ違約金ヲ科スルモノトス

- 一、總會ノ議決シタル事項
- 一、第五條ノ規定ニ違背シタル者

一、本會ノ目的ヲ妨害スル行爲アリタル者

第二十七條 本會解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ會長及副會長並ニ評議員ヲ以テ清算人トナス

町村地主會々則準則

第一章 總則

第一條 本會ハ何町村地主會ト稱シ事務所ヲ何々ニ置ク

第二條 本會ハ何町村内ニ小作地又ハ二町歩以上ノ耕地ヲ有スル者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ農事ノ發達ヲ圖リ地主小作人共同ノ利益ヲ進ムルヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ  
一、地主小作人間ノ親善保持ニ關スルコト

- 二、産米ノ改良並俵裝ノ完全ヲ期スル爲メ毎年小作米品評會ヲ開催スルコト
- 三、農事ノ講習講話會ヲ開催スルコト
- 四、特ニ農事ニ精勵シ若ハ善行アル小作人ヲ表彰スルコト
- 五、縣郡又ハ各級農會ノ指示シタル農事改良方法ノ全部ヲ實行シタル小作人ニ對シ金品ヲ賞與スルコト
- 六、小作者ノ納ムル改良米ニ對シ獎勵米又ハ獎勵金ノ給與ヲ協定スルコト
- 七、小作米ノ共同收納ヲ行フコト
- 八、種苗改善又ハ肥料種苗等ノ共同購入ヲ獎勵シ且ツ資金ノ融通ニ便宜ヲ與フルコト
- 九、産米改良ニ關スル縣郡町村若ハ農會其他ノ團體ノ施設ヲ

幫助スルコト

- 十、共同苗代ヲ獎勵スルコト
  - 十一、稻麥架設置ノ獎勵方法ヲ定メ之カ實行ノ普及ヲ期スルコト
  - 十二、副業獎勵ニ關スルコト
  - 十三、其ノ他農事ノ改良ニ關スル必要ナル事項
- 第五條 本會區域内ニ於テ農事ニ功勞アルモノ又ハ學識經驗ヲ有スル者ヲ名譽會員ト爲スコトヲ得名譽會員ハ評議員會ノ議決ニ依リ會長之ヲ推薦ス

第二章 役員及職員

- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名
- 副會長 一名

評議員 三名 幹事 一名

第七條 本會ニ書記及技術員ヲ置クコトヲ得書記及技術員ハ會長之ヲ任免ス

第八條 役員及職員ノ職務權限ハ左ノ如シ

會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ヘ且ツ本會事務ヲ監査ス

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

第九條 會長及副會長ハ會員及名譽會員中ヨリ評議員及幹事ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉ハ投票ニ依ル投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ總會ノ議決ニ依リ指名推薦ノ法ニ依ルコトヲ得

第十條 役員ノ任期ハ會長副會長ヲ三年トシ其ノ他ヲ二年トス

但滿期再選ヲ妨ケス

補欠ノ爲メ選舉セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス任期滿了ノ者ト雖後任者ノ就任ニ至ルマテ尙其ノ職務ヲ行フモノトス

第十一條 本會役員ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ給スルコトヲ得

第三章 會議

第十二條 會議ハ總會評議員會ノ二種トス

總會ハ毎年二月八月ノ兩度ニ之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員三分ノ一以上ノ同意ニ依リ事由ヲ示シテ請求シタルトキハ臨時之ヲ開クモノトス



評議員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク

第十三條 會議ハ會長之ヲ招集シ議長ハ會長之ニ當ル但シ會務ノ監查ニ關スル議事ニ在リテハ此限ニアラス

第十四條 會議ハ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス但シ同一事件ニシテ招集再回ニ亙リ尙出席員定數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニアラス

會議ノ議決ハ會則ノ變更本會ノ解散ヲ除クノ外各出席者ノ過半數ニ依ル可非同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ直接自己ノ利害ニ關スル事項ニ就テハ其議事ニ參與スルコトヲ得ス

會則ノ變更及本會ノ解散ハ會員半數以上ノ表決ニ依ル

第十五條 輕易ノ事件ニ在リテハ書面ヲ以テ同意ヲ求メ會議ニ

代フルコトヲ得

第十六條 左記ノ事項ハ總會ノ表決ヲ經ルモノトス

一、經費豫算並賦課徵收方法

二、經費決算報告

三、獎勵米ノ標準

四、他ノ諸會へ出席代表者ノ選定

五、其他重要ノ事項ト認ムルモノ

第十七條 評議員會ハ二人以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得サルモノトシ其議決ハ總會ノ例ニ依ル

第十八條 名譽會員ハ總會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但シ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十九條 總會及評議員會ハ其開會日時出席員氏名決議事項ヲ

議事録ニ記載シ會長及出席員二名以上署名スルモノトス

第四章 會計

第二十條 本會ノ經費ハ寄附金其ノ他ノ諸收入ヲ除クノ外本會員ノ負擔トス

第二十一條 年度ノ央ニ於テ加入シタル者ト雖其年度ニ於ケル一人當平均ノ經費負擔額ヲ納ムルモノトス  
脫會者ニ在リテハ其ノ年度ノ負擔額ヲ納メシメ既納ノ分ハ還付セス

第廿二條 本會ノ會員年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第廿三條 毎年度ノ豫算ハ前年度ノ總會ニ於テ之ヲ議決シ決算ハ翌年八月ノ總會ニ報告スヘシ

附則

第廿四條 本會員ハ總會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ脱會スルコトヲ得ス

第廿五條 總會ニ於テ議決シタル事項及郡地主會ノ決議又ハ規定ニ依リ遵守スヘキ事項ニ違背シタル者又ハ會費ノ負担ヲ會長ノ指定シタル期日マテ納入セサル者若ハ本會ノ目的ヲ妨害スル行爲アリタル者ハ總會ノ決議ニ依リ一圓以上四十圓以下ノ違約金ヲ科スルモノトス

第廿六條 本會解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ會長及副會長並ニ評議員ヲ以テ清算人トナス

市町村地主會小作者獎勵規程準則

第一條 本會員ハ本市町村内小作者ヲ獎勵シ米穀改良ノ目的ヲ

達スル爲メ左記事項ノ實行ヲ期スルモノトス

一、小作米ニシテ合格米ヲ納付シタルモノニ對シテハ左ノ標準ニ依リ獎勵米ヲ付與スルコト

一等 一俵ニ付 玄米 何程

二等 同 何程

三等 同 何程

二、種子鹽水選短冊形苗代害虫驅除豫防其他ノ稻作改良上ニ付キ指示セラレタル事項ヲ勵行シタルモノニハ相當ノ獎勵金品ヲ付與スルコト

三、凶作又ハ災害ノ爲メ作物ノ收穫著シク減シタルトキハ其ノ程度ヲ計リ小作米ヲ減額スルコト

第二條 左ノ小作者ハ本規程ニ依ルノ利益ヲ受クルヲ得サルモ

ノトス

一、害虫驅除ヲ怠リ爲ニ減收ヲ來タシタル者

二、小作米ノ減額ヲ強請シ又ハ不穩ノ舉動ヲナシ其ノ他不正ノ行爲アリタル者

市町村地主會小作者獎勵米標準

勸親第七四號

明治四十三年七月九日

内務部長

各郡市長宛

依命通牒

地主會設立ノ件ニ關シテハ客月二十五日付勸第四九八號ヲ以テ及通牒置候ニ就テハ夫々御計畫中ニ可有之ト存候處右設立ト共ニ決定スヘキ緊急重要ナル事項ハ小作者ノ納ムル改良米ニ對ス

ル獎勵米(又ハ報勞金)給與額ヲ決定セシムヘキコトニ有之若シ  
 此ノ要項ヲ決定セサレハ仮令地主會ヲ設立スルモ小作者ヲ奮勵  
 セシムルニ足ラス産米改良ノ事業ハ到底其ノ効果ヲ見ル能ハサ  
 ルハ各府縣ノ例ニ徴シ明ナル處ニ有之故ニ此事項ハ産米検査ノ  
 先驅トシテ必ス實行セシムルヲ要スル次第ニ有之候條充分御留  
 意相成度而シテ其協定率ノ如キモ各郡一様ニ之ヲ決スルコトヲ  
 得サルヘク勢ヒ其趣ヲ異ニセサルヘカラスト雖各郡市町村ノ間  
 大差ヲ生スルニ至リ候テハ折角ノ獎勵モ其ノ効ヲ奏スルニ至ラ  
 ス或ハ却テ紛議ノ因タルヤモ不計候ヘハ特殊ノ事情無之モノハ  
 可成其協定率ヲ一途ニ出テシメ候方獎勵上有効ナルヘシト存候  
 條左ニ相當ト認メ候標準ヲ掲ケ候ニ付御參考ノ上可然御取計相  
 成度

左記	
一等米	一俵ニ付 玄米 二升以上
二等米	全 一升二合以上
三等米	全 七合以上

(理由)

等級ヲ附スルハ獎勵上最モ必要ナリ検査規則ニ於テ生産検査  
 ハ初年ハ等級ナキヲ以テ其ノ等級ヲ附スル迄町村小作米品評  
 會ノ審査ヲ標準タラシメントス  
 獎勵品ヲ玄米ト定ムルハ米價ハ時々變動アルヲ以テ現品給與  
 ハ之ヲ金錢給與ニ比較シ標準ニ適當ナリト認ムルニ由ル  
 獎勵米ヲ一、二等ニ多カシメ三等ニ少カラシムルハ三等米ニ  
 對スル獎勵米ヲ比較的多カラシムルトキハ小作人ヲシテ小成  
 ニ安ンセシメ其ノ奮勵努力ノ念ヲ薄カラシムルニ依ル

ル獎勵米(又ハ報勞金)給與額ヲ決定セシムヘキコトニ有之若シ  
 此ノ要項ヲ決定セサレハ仮令地主會ヲ設立スルモ小作者ヲ奮勵  
 セシムルニ足ラス産米改良ノ事業ハ到底其ノ効果ヲ見ル能ハサ  
 ルハ各府縣ノ例ニ徴シ明ナル處ニ有之故ニ此事項ハ産米検査ノ  
 先驅トシテ必ス實行セシムルヲ要スル次第ニ有之候條充分御留  
 意相成度而シテ其協定率ノ如キモ各郡一樣ニ之ヲ決スルコトヲ  
 得サルヘク勢ヒ其趣ヲ異ニセサルヘカラスト雖各郡市町村ノ間  
 大差ヲ生スルニ至リ候テハ折角ノ獎勵モ其ノ効ヲ奏スルニ至ラ  
 ス或ハ却テ紛議ノ因タルヤモ不計候ヘハ特殊ノ事情無之モノハ  
 可成其協定率ヲ一途ニ出テシメ候方獎勵上有効ナルヘシト存候  
 條左ニ相當ト認メ候標準ヲ掲ケ候ニ付御參考ノ上可然御取計相  
 成度

左記	一俵ニ付	玄米	二升以上
一等米	全		一升二合以上
二等米	全		七合以上
三等米	全		

(理由)

等級ヲ附スルハ獎勵上最モ必要ナリ検査規則ニ於テ生産検査  
 ハ初年ハ等級ナキヲ以テ其ノ等級ヲ附スル迄町村小作米品評  
 會ノ審査ヲ標準タラシメントス  
 獎勵品ヲ玄米ト定ムルハ米價ハ時々變動アルヲ以テ現品給與  
 ハ之ヲ金錢給與ニ比較シ標準ニ適當ナリト認ムルニ由ル  
 獎勵米ヲ一、二等ニ多カシメ三等ニ少カラシムルハ三等米ニ  
 對スル獎勵米ヲ比較的多カラシムルトキハ小作人ヲシテ小成  
 ニ安ンセシメ其ノ奮勵努力ノ念ヲ薄カラシムルニ依ル

明治四十四年七月二十日印刷

明治四十四年七月廿五日發行

茨城縣水戸市上市泉町二丁目

著者兼  
發行人 平野雄之介

茨城縣水戸市上市大坂町五番地

印刷人 向後宇之輔

茨城縣水戸市上市大坂町五番地

印刷所 盛文社活版所



